

---

基調講演

## 法整備支援の現状と課題

---

法務省法務総合研究所  
国際協力部長 稲葉 一生

---

### これまでの歩み

---

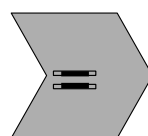
- ベトナム 1994年～
- カンボジア 1996年～
- ラオス 1999年～
- ウズベキスタン 2002年～
- インドネシア 2002年～
- 中国 2007年～

## 内容の変化

- 法令起草



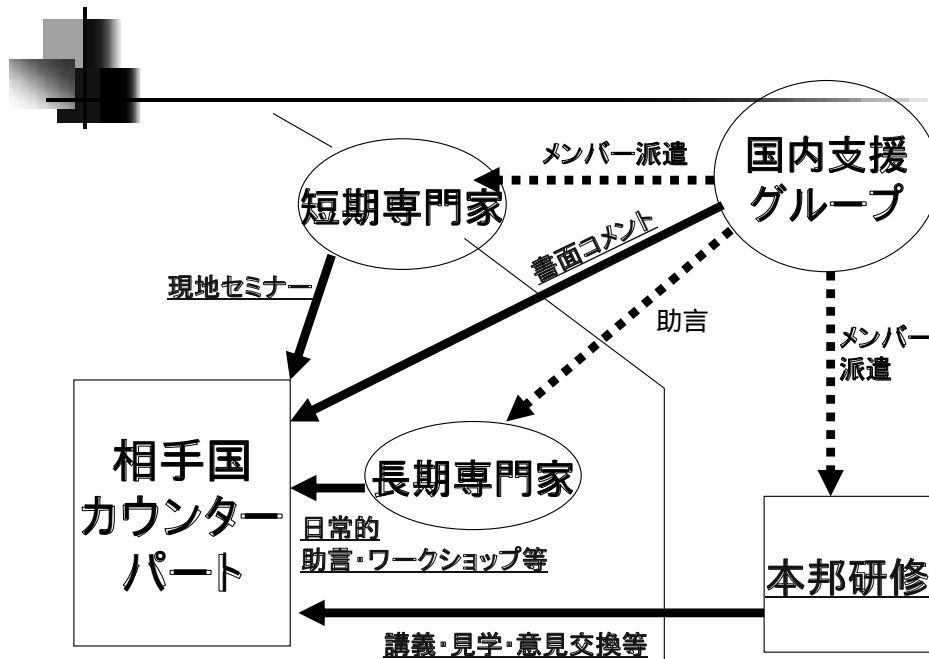
- 法令起草  
(立法能力向上)
- 法運用体制整備
- 人材育成



キャパシティ・  
デヴェロプメント

## 支援ツールの形成

- 現地専門家派遣
- 国内支援グループ
- 短期セミナー
- 本邦研修



## 法整備支援を取り巻く国内環境

- 自民党提言
  - 「世界に誇る我が国法整備支援の戦略ビジョン」
- 海外経済協力会議      戦略的推進
- 学問的研究の進展
- 若い世代の関心の高まり

## 課題

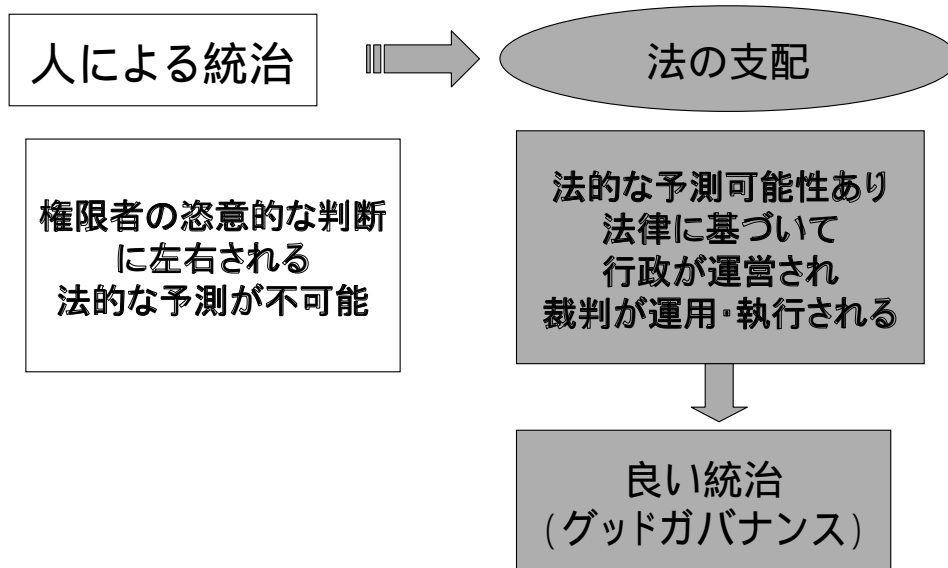
- 目的論・戦略論の構築
- 法整備支援に適したプロジェクト管理・評価手法の開発
- 「司法アクセス」への対応
- 法整備支援に携わる人材の育成
- 通訳・翻訳者の養成

## 目的論・戦略論の構築

- 法整備支援の目的
  - 法の支配の確立
  - 人道支援
  - 経済協力
  - 平和構築
  - 人権擁護

---

## 法整備支援の目的



## 戦略論

- 対象国選択
- 支援分野の選択
- 実施戦略
- 出口戦略

---

## 法整備支援に適したプロジェクト管理・評価手法の開発

---

- PCM手法
  - 質的評価の困難さ

---

## 司法アクセス

---

- 従前の法整備支援(3つの柱)
  - 起草支援
  - 法運用体制構築支援
  - 法曹人材育成支援
  
- 国民の利用……司法アクセス

---

## 人材の育成

---

- 法整備支援に必要な知識・能力

---

## 通訳・翻訳養成

---

- 法整備支援  
言葉がツール

# 日弁連の司法支援活動の基本方針と アジアにおける司法アクセスおよび 法の支配

日本弁護士連合会  
国際交流委員会・国際司法支援センター  
矢吹公敏

法整備支援連絡会 ((2009年1月16日))

## 「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の 基本方針」 ((案))

### ⌘ 基本的人権の保障と恒久平和主義

- ☑ 憲法前文の「恒久平和主義・平和のうちに生存する権利」
- ☑ 弁護士法1条および日弁連会則2条の「基本的人権の擁護と社会正義の実現」
- ☑ 「世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進」を謳ったウィーン宣言およびその行動計画

### ⌘ 法の支配 ((rule of law))

- ☑ 「人」ではなく、「法」による支配
- ☑ 法の下での平等、独立した偏向のない司法、無罪の推定、公平で公開の裁判の保証、強力で独立した法曹、依頼者秘匿特権などの「法の支配」の基本要素 ((I B A理事会決議2005))



---

## 日弁連の国際司法支援活動の実施における基本方針

---

- ⌘ 基本理念の実現
- ⌘ 政治的不偏性と中立性
- ⌘ 活動プロセス
  - ☒ 市民の自立支援
  - ☒ カウンターパート（共同実施者）との協働
  - ☒ フォローアップの実施
  - ☒ 安全性
- ⌘ 弁護士および弁護士会への支援活動
- ⌘ ODA（政府開発援助）との関係

---

## 「国際司法支援に関する基本方針」についての 考え方（案）についての一考察

---

- ⌘ 「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言をどのように考えるのか？
- ⌘ 米国のODA（法整備支援を含めて）
- ⌘ 日本のODA大綱
- ⌘ アプローチの仕方やその力点の置き方による差異
- ⌘ 「民主主義の実現」と「民主主義」の定義

## 「司法アクセスと弁護士会の役割」マレーシア 会議報告

- ⌘ アジアにおける司法アクセスの未整備
- ⌘ 草の根で司法アクセスの拡充に貢献すべき弁護士会の役割
- ⌘ 日弁連のマルチ研修の経験
  - ☒ 2003年法律扶助国際会議（ブノンペン）
  - ☒ JICA本邦研修（カンボジア、モンゴルなど）
  - ☒ AOTS研修事業
- ⌘ 何故、マレーシアで開催するのか？秘訣は？
  - ☒ 南南強力の実現・参加者の拡大・低廉な費用
  - ☒ 開催国弁護士会との共働

## 司法アクセス会議プログラム（1）

- ⌘ 法律扶助制度と弁護士会の役割
  - ☒ 各国の法律扶助制度の比較（実施機関、対象者、資金源、弁護士の従事体制、扶助適格要件）
  - ☒ 複数の実施期間における調整と効率化
  - ☒ 資金の獲得活動と弁護士会の役割
  - ☒ 資金不足を補う方法
  - ☒ 各国の問題点と対応策
- ⌘ 弁護士の過疎偏在問題と弁護士会の役割
  - ☒ 弁護士過疎偏在に対する弁護士会の取組み
  - ☒ プロボノ活動の義務化
  - ☒ 政府による活動と弁護士・弁護士会の独立

---

## 司法アクセス会議プログラム (( 2 ))

---

- ⌘ 司法アクセスを阻害するその他の要因と弁護士会の役割
  - ☒ 市民に対する法教育や情報提供
  - ☒ 弁護士の人口問題
  - ☒ 若手弁護士に対するスキルトレーニング
  - ☒ 弁護士養成課程の問題 (( ロースクールのカリキュラム、リーガルクリニック ))
  - ☒ 司法における不正や腐敗の問題
  - ☒ 司法の独立の問題

---

## 司法アクセス会議の成果と今後

---

- ⌘ 司法アクセス会議での討議成果
  - ☒ 異なる点
    - ☒ 制度内容・予算・実施機関・弁護士会との関係
  - ☒ 共通する点
    - ☒ 過疎地で働く弁護士の不足、その原因と取組み
  
- ⌘ 今後の取組み
  - ☒ 司法アクセス国際会議の年次開催
  - ☒ ウェブサイトでの情報提供とアップデート
  - ☒ フィールドでの司法アクセスの相互協力

2009年1月16日

法整備支援連絡会資料【1】

日本弁護士連合会国際交流委員会  
国際司法支援センター・矢吹公敏「日本弁護士連合会による国際司法支援活動<sup>1</sup>の基本方針」(案)

## 1. 基本理念

日本弁護士連合会(「日弁連」)の国際司法支援活動は、以下に述べるような基本理念に基づいて実施されるものである。

## (1) 基本的人権の保障と恒久平和主義

日弁連は、現憲法を擁護することを活動の基本としてきた。憲法前文では、恒久平和主義・平和のうちに生存する権利を謳い、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」という国際的な協力の責務を規定している。

さらに、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定され、これを受けて日弁連会則2条は「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と明記している。日弁連は、この使命を遂行するために会員とともに協働しているのである(同会則3条)。

また、日弁連では、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進とが、全ての国の厳粛な責務であることを謳ったウィーン宣言およびその行動計画(世界人権会議1993年採択)の実施に積極的に関与・協力していくことを決意し、宣言しているが<sup>2</sup>、日弁連の国際司法支援活動もこの責務の実行の一環として考えるべきである。

日弁連が国際司法支援活動を実施する際にも、憲法に謳われた恒久平和主義・基本的人権の尊重、弁護士法1条の基本理念および国際人権基準の遵守と保障への決意に従い、国際協力を実施する責務を自覚し、我が国最大の人権NGOとしてその国際司法支援活動を行わなければならない。

## (2) 法の支配

日弁連では、憲法の底流に流れる「法の支配(rule of law)」の実現のために日々努力しているところであるが、その国際司法支援活動においても同様である。

---

<sup>1</sup> 政府では司法に関する国際的支援活動を「法整備支援」と呼んでいる。他方、日弁連内部では、「法整備支援」が当初立法支援活動を中心としてきたことから、より幅の広い活動を想定して「国際司法支援」という用語を使用してきた。そこで、基本方針の策定にあたっては、「国際司法支援」という用語を使用している。日弁連では、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立し、同制度の規則において「国際司法支援活動」を定義している(制度規則第2条)。

<sup>2</sup> 1998年9月18日第41回人権大会宣言。

---

そこで、日弁連では、その司法改革実行宣言<sup>3</sup>において「法の支配」が社会のすみずみにまで及ばされ、市民の期待にこたえる司法を実現することが、弁護士・弁護士会の市民に対する責務であると述べているが、その責務は国内にとどまらず、国際的にも遂行されるべきものである<sup>4</sup>。日弁連が、国際司法支援活動を実施するに当たっても、「法の支配」の実現に向けた活動であることを基本理念の一つとすべきである。

## 2. 基本方針

上記の基本理念に基づき、日弁連の国際司法支援活動の実施に当たっては、以下の基本方針を念頭において行うものとする。

### (1) 基本理念の実現

日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。

### (2) 政治的不偏性と中立性

日弁連の国際司法支援活動は、政治的不偏性・中立性に基づくものでなければならず、実際の活動の実施にあたってはこの点に十分に留意すべきである。

### (3) 活動プロセス

国際司法支援活動を実施するに当たっては、原則として以下の点に留意すべきである。

#### ア. 市民の自立支援

国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。

#### イ. カウンターパート（共同実施者）との協働

上記ア.の目的を実現するために、現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図るべきである。

#### ウ. フォローアップの実施

日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後にフォロ

---

<sup>3</sup> 第57回定期総会・司法改革実行宣言（2006年）

<sup>4</sup> 司法制度改革審議会意見書（2003年）は、「国際社会は、決して所与の秩序ではない。既に触れた一連の諸改革は、ひとり国内的課題に関わるだけでなく、多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するかという希求にも関わっている。」と謳い、さらに「発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と述べているのも、その趣旨である。

ーアップ評価を行うことに努めるべきである。

## エ．安全性

日弁連が国際司法支援活動を実施するにあたっては、参加する会員等の安全性に十分に配慮して実施すべきである。

### (4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の国際司法支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力および弁護士制度の構築に関する助言を積極的に推進すべきである。<sup>5</sup>

弁護士は法曹の一翼を担う重要な役割を果たしており、特に途上国では、人権問題などが顕在化する中でその擁護者としての途上国の弁護士の活動は重要である。他方、こうした途上国の弁護士の活動の支援には政府 ODA が目を向けることは少なく、他の団体も支援活動を積極的にするわけでない。こうした環境のなかで、日弁連が、弁護士の団体として他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点からも、日弁連が途上国の弁護士および弁護士会に協力することには意義がある。

### (5) ODA (政府開発援助) との関係

政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行う日弁連は、ODA との関係について慎重に検討の上で参加の是非を判断すべきである。

ODA 大綱では、司法の役割に触れる部分として、「良い統治」(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力、個々の人間に着目した人間の安全保障、平和構築の努力、政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章(特に、主権、平等および内政不干涉)を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断すること、開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払うこと、などの記述がある。これは日弁連の活動理念と相通じる点もあるので、ODA と有機的かつ効果のある協力活動(最大効率をあげる手法)を実施するために、上記の日弁連の基本理念および基本方針に反しないことを条件として、ODA と協働して活動することも考慮するべきである。<sup>6</sup>

<sup>5</sup> 参照、弁護士の役割に関する基本原則(国連犯罪防止会議 1990年採択)

<sup>6</sup> 日弁連では、1996年から独立行政法人国際協力機構(JICA)が主催するインドネシア、中国、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ラオス、などに対する国際司法支援活動に協力してきたことはその現れである。

---

(参考)

## 当連合会の国際司法支援の軌跡

### 1. 日弁連の国際司法支援活動の経緯

日弁連では、我が国の法律家が海外（特に、東アジア諸国）で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1996年から12年にわたり活動してきた。対象国は、インドネシア、インドシナ3国、モンゴル、ウズベキスタン、中国などである。最近では、JICAの各国際司法支援プロジェクトに協力機関として委員を派遣するなどして参加するとともに、カンボジアの弁護士を養成するプロジェクトを実施し（2005年8月終了、2007年12月再開）約180人のカンボジア弁護士の養成に協力した。また、インドネシアではアチェの津波被害後の復興（調停制度の構築）に協力するなどしている。以下、各プロジェクトの概要について説明する。

#### (1) カンボジア王国

日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関係する同活動が一番長い歴史を有している。また、その支援形態も、JICAのODAプロジェクトに参画するケース、日弁連独自にプロジェクトを提案して資金を得て実施するケースの2類型にわたる。また、その支援内容も、カンボジア王国の民法および民事訴訟法の立法作業、裁判官、検察官、弁護士等の研修（トレーニング）、クメール語文献の資料供与等司法支援全般にわたる。したがって、カンボジア王国への司法支援活動は、日弁連にとって一つのモデルケースとなり得るものである。以下、具体的活動を簡潔に説明する。

#### (a) JICAプロジェクトへの参画

日弁連では、1996年から2000年までJICAが主催するカンボジア法律家に対する本邦での研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。また、JICAは、1999年3月からJICAの重要政策中枢支援の一つである国際司法支援プロジェクトが開始され、同国の民法および民事訴訟法の起草に協力している。日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会および事務局に会員を派遣するとともに、カンボジア司法省に対し、これまで4名の会員がJICA長期専門家として赴任している<sup>7</sup>。

#### (b) カンボジア王国弁護士会に対する協力活動

日弁連では、日弁連独自のNGOプロジェクトの企画・実施を検討している。2000年10月にJICAの国際司法支援プロジェクトの一環として現地弁護士を対象に「民事紛争における弁護士の役割」、「法律扶助」、「弁護士倫理」、「刑事弁護士の研修」をテーマにセミナーを開催した。

その経験を踏まえて、2000年度から始まったJICAの小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、同年7月からプロジェクトが開始された。同

---

<sup>7</sup> さらに本年秋には1名が赴任する。

プロジェクトは、カンボジア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士養成セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案をおこなった。

前者については、上記のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトで起草されている同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計 4 回のセミナーが実施された。また、同時期にカナダ弁護士会およびリヨン弁護士会がカンボジア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、3 弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。

後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボジア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業である。現地で東南アジアの弁護士を招聘してアジア法律扶助会議を開催し、国連人権高等弁務官の地域代表も参加して、有意義な会議であった<sup>8</sup>。

### （c）カンボジア弁護士養成

さらに、日弁連は、JICA からの委託事業（開発パートナー事業）として 2002 年 9 月から 3 年間にわたる「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し、中断していた弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を復活させ、その後のプロジェクト継続期間を合わせた 5 年間で総勢約 180 名のカンボジア弁護士を養成した。このプロジェクトでは、日弁連では、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目毎にチューターを配置して技術指導を実施し、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会った。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣した。それ以外でも、資材の調達など幅広く支援してきた。また、リーガルクリニックを併設し、学生が実際に事件に触れる機会を設けた。また、このプロジェクトでは、カンボジア弁護士の継続教育およびジェンダー・トレーニングも実施した。

さらに、2007 年 12 月から、日弁連が JICA から委託を受けて、弁護士養成校の支援を再開したところである。

### （2）ベトナム

ベトナムの法制度整備に関する JICA の重要中枢技術支援活動でも、同プロジェクトの国内支援委員会に委員を派遣し、また JICA 現地長期専門家としてこれまで 10 年にわたり合計 5 名の会員が勤務している。さらに、同国での JICA 主催のセミナーおよび本邦での研修に、多くの会員が講師として参加してきた。

ベトナムのプロジェクトも、民法などの立法支援と法曹養成に分かれる。今年になり、統一弁護士会の設置に向けた手続きが現地でなされているが、日弁連としては情報収集につとめている。

---

<sup>8</sup> その結果、カンボジアに政府から法律扶助制度に資金が拠出されるようになった。



---

### (3) ラオス

日弁連では、2000年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。

JICAの同国に対する国際司法支援プロジェクトに協力し、これまで短期および長期の専門家として会員がそれぞれ1名現地で活動してきた。また、法務総合研究所からの要請によるラオスなどの研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数はいまだ100名に達しない。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索している。

### (4) モンゴル

モンゴルでは、JICAの弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、合計2名の会員がJICA長期専門家として、現地で勤務してきた。特に、モンゴルの弁護士会の調停センターの支援では、日本での研修を含めてセンターの強化に助言している。また、2007年1月には同国で開催された国際人権条約セミナーに会員2名が講師として派遣された。

### (5) インドネシア

インドネシアでは、2007年からJICAの和解調停強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成および調停人の育成プロジェクトを行っている。

### (6) 中国

中国のプロジェクトは開始されたばかりである。中国の民事訴訟法および仲裁制度の改善について協力するプロジェクトで、日弁連からは委員を派遣し、また現地にもJICA長期専門家として会員1名が赴任している。

### (7) 個別プロジェクト

日弁連では、2004年から毎年海外技術者研修協会(AOTS)の本邦研修事業に応募して、特にアジアの途上国(上記の各国の他、ウズベキスタン、東チモール、インドなど)から法曹を招聘して研修を実施してきた<sup>9</sup>。また、日弁連は、国際法曹協会(IBA)・シンガポール弁護士会・及びJICAとの共催により、2007年10月にシンガポールで司法へのアクセスに重点を置いた途上国弁護士会能力強化支援プログラムを実施した。

### (8) 日弁連会員による活動

さらに、日弁連の活動とは別に、日弁連の会員が国際司法支援活動に参加している例も多い。

例えば、日本国内でのアジア開発銀行セミナーなどに対する講師派遣の他、これまで日弁連の会員が、国際開発法研究所(「IDLI」)のマニラオフィスで職員として勤務したこともある。また、欧州復興開発銀行(「EBRD」)にはこれまで合計3名の会員がそ

---

<sup>9</sup> 2004年度は「アジアの競争法」、2005年度は「国際仲裁」、2007年度は「コーポレートガバナンス」がテーマであった。

の法務部に勤務し、模範担保法の起草等に関与した。東ティモールに国連ボランティアの一員として長期に滞在し、支援協力活動に従事している会員もいた。JICAのウズベキスタン破産法プロジェクトに現地で専門家として参加した会員もいた。また、カンボジアの総選挙の監視活動に参加した会員もいる。

#### (9) 今後の展開

日弁連は、今後国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくことを検討している。

日弁連は、International Bar Association (「IBA」)の団体会員として、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。2007年には、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての国際司法支援活動を実施することを目的として、IBAが助力して設立されたInternational Legal Assistance Consortium (「ILAC」)の正式団体会員となり、積極的に参加するとともに、2008年度には、国連民主主義基金からの助成資金により、イラクの弁護士に対する国際人権法・人道法のトレーニングプロジェクトをIBAと共に実施することを予定している。

また、米国法曹協会(ABA)は、国際司法支援の分野で中東欧司法支援イニシアティブ(CEELI)プロジェクトなど歴史のある活動と充実した組織を有しているが、日弁連ではABAと協議を通じ、同団体が国連開発援助(UNDP)とともに実施するUNDPプロジェクトに積極的に協力してきたが、今後この協力を強化することを検討している。

## 2. 日弁連による支援体制整備

日弁連では、上記のような活動の広がりに対応し、かつ有意で適任の人材を派遣できるように組織・人・資金面での基盤整備を行っている。また、アジア地域の弁護士会との交流を深め、国際司法支援の分野でも有効な協力活動を行う努力もしている。以下、詳述する。

### (1) 国際交流委員会国際司法支援センター

国際交流委員会では、部会としての国際司法支援センターを設置し、国際司法支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同センターには委員・幹事合わせて25名ほどの会員がこの分野での活動に従事し、事務局も設置している<sup>10</sup>。同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体でのプロジェクトを実施している。

### (2) 日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度

日弁連は、国際司法支援活動に参加する会員のプールとして、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」(「登録制度」)を設立した。日弁連は、数々の会員の派遣に対する要請に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地(八

---

<sup>10</sup> もっとも弁護士は、日常業務に従事しながらの活動になるので、あくまで委員会の活動は所謂プロボノ活動に属する。

---

ブ)となって国際司法支援活動に参加する会員間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。

日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込について、データベースに入力した上でこれを管理している。国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から会員の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦することになる。現在、この登録制度には約150人の会員が登録しており、実際にJICA長期専門家などの派遣に有効に活用されている。今後は、同制度の登録会員を増やすと共に、専門分野ごとの類型化などのより効率的なデータベース化を目指している。

### (3) 国際司法支援に関する研修会

日弁連では、国際司法支援活動に興味がある会員を集め、JICA、国連人権難民高等弁務官事務所から外部講師を招聘し、「国際補償委員会と個人補償」、「難民の国際保護」、「ODAと法整備」、「日弁連の法整備活動」などのテーマで国際司法支援に関する研修会を開催している。

### (4) 国際協力活動基金

国際司法支援も活動資金がなければ充実した活動はできない。日弁連は、非営利法人であり、会員からの会費でその活動が賄われている以上、国際交流委員会の予算の中でしか活動資金を支弁できない。そこで、先に述べたJICA開発パートナーシップ事業のように外部からの資金を調達する必要がある。そのためには、事業の会計が一般会計とは切り離されて管理され、その処理が透明でなければならない。そこで、日弁連では、2001年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで国際司法支援活動資金が管理されている。

### (5) アジア弁護士会会長会議(POLA)

アジアにおける弁護士会の会長会議が毎年開かれ、2008年で19回目を迎える。第1回および第10回の会議は日弁連が主催し、同会議の情報センターとしての役割を日弁連が担っている。同会議では、アジアで起こっている法曹界全体の問題について幅広く討議し、人的交流の場ともなっているが、日弁連が国際司法支援を実施する上での情報収集にも役立っている。

2009年1月16日

法整備支援連絡会資料【2】

日本弁護士連合会国際交流委員会

国際司法支援センター・矢吹公敏

## 「国際司法支援に関する基本方針」についての考え方（案）についての一考察

## 1. 問題点

基本方針に「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言を加えることについて

## 2. 考え方

(1) 基本方針を討議する過程で、「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」との文言を加えるべきであるという意見が提起されました。その意見によれば、例えば、ミャンマーを例にとり、欧米が開発援助などをせずに人権状況の改善や民主化の促進を図ろうとしていることが挙げられています。他方、わが国は、そのODA大綱に民主化の状況や人権状況に配慮するという点を明記しているものの、融和的なアプローチで民主化を促す独自の戦略をとっていると説明し、ミャンマーに対してODAの無償支援で行政官などの留学制度を設けるなどの支援をしていると説明しています。いずれも、アプローチは異なるものの、民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に留意していることに違いがないという意見です。

他方、その文言を加えることに慎重な意見が提起されました。その理由は、上記のように同じ文言を使用しているにもかかわらず、実際の支援に大きな違いが生じるなど、そのアプローチの仕方やその力点の置き方で対応が随分変わることから、基本方針の解釈に将来意見の違いが顕在化する可能性があるというものです。

(2) 米国のODA（法整備支援を含めて）は、長年途上国の国家機関には支援はしておらず、民間団体やNGOを対象を限ってきました。その理由は、対象国の民主化・基本的人権の保障が確立されていないという理由です。日弁連がこれまで法整備支援に参加してきたカンボジア、ベトナム、ラオス、ウズベキスタンなどの国でも、もっぱらNGOや民間の大学への支援に限定してきました。カンボジアの弁護士会についても政府と全く一線を画していた時期には支援したものの、1997年の内紛以降カンボジアに民主主義が確立していないことを理由に長年支援を停止または減縮してきました。それまで米国の支援を受けて弁護士養成をしてきた弁護士会は、突然の支援の中止に弁護士養成校を閉鎖せざるを得ませんでした。

他方、日本は、ODA大綱に民主化の状況や人権状況に配慮するという記載があるも

---

の、米国とは異なるアプローチを取り、それぞれの対象国の司法関係機関へ民法、民事訴訟法、破産法などの民事関係の基本法の協力をするとともに、裁判官・検察官・弁護士の法曹養成の支援をしてきました。こうした対象国はいずれも、民主主義・基本的人権に憂慮すべき点がありますが、現在の状況よりも、こうした貢献が将来の民主主義・基本的人権の保障の確立に有益であると考えているからです。カンボジアの弁護士会の弁護士養成校についても、米国が支援を中止したのちに日本政府が支援をし、日弁連が技術協力をして弁護士を養成し、その結果80人程度であった弁護士の数が500人以上に増え、法律事務所、NGOなどに勤務して、地方の司法アクセスにも貢献しています。

このように、「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という表現は、対象国やその機関の現在の状況に対する評価であり、そのアプローチの仕方やその力点の置き方で、対応が随分変わり得ることは確かです。

(3) 他方、対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意しなければ、支援が民主化や人権の保障の桎梏となる事態になる可能性があるため、その点に配慮すべきであるという考え方にも理由があります。

(4) そこで、基本方針(案)の2.(1)の「基本理念の実現」の項の「日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。」にという文言に、「民主主義」の用語を明記することも一つの方法であると考えます。その結果、同文章を以下ようになります。

「日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・民主主義・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。」

対象国で、将来にわたりそうした理念の実現を図ることを目的としていることは、対象国やその機関の現在の状況に対する評価をするよりも一義的です。その結果、勿論、十分に調査・検討した結果、その目的に資することがなければ参加しないという結論になります。

以上

2009年1月16日

法整備支援連絡会資料【3】

日本弁護士連合会国際交流委員会  
国際司法支援センター・矢吹公敏

2008年12月1日

日本弁護士連合会  
会長 宮崎 誠 殿

国際交流委員会副委員長 矢 吹 公 敏  
国際交流委員会委員 宮 家 俊 治  
当連合会会員(日本司法支援センター事業企画本部専門員)  
池 永 知 樹  
国際交流委員会幹事 鈴 木 多 恵 子

「司法アクセスと弁護士会の役割」  
をテーマとするアジア途上国国際司法支援国際会議 報告書

「司法アクセスと弁護士会の役割」をテーマとするアジア途上国国際司法支援国際会議(以下「本会議」といいます。)の開催につき、下記のとおり報告致します。

1. 当連合会からの参加者構成

国際交流委員会副委員長 矢 吹 公 敏  
国際交流委員会委員 宮 家 俊 治  
当連合会会員(日本司法支援センター事業企画本部専門員) 池 永 知 樹  
国際交流委員会幹事 鈴 木 多 恵 子  
ローエイシア理事・執行委員 鈴 木 五 十 三  
国際室囑託 北 村 聡 子

\*但し、鈴木五十三(ローエイシア理事)及び北村聡子(国際室囑託)は、10月28日ディナー及び翌29日のみの参加である。

2. 本会議の概要

- (1) テーマ: 司法アクセスと弁護士会の役割  
(2) 時期: 2008年10月28日(火)から同月29日(水)まで

---

\*但し、前日10月27日(月)夜に、マレーシア弁護士会主催による歓迎レセプションが開催された。また、会議終了後、同弁護士会企画により、希望者を募ってクアラルンプール地方・高等裁判所訪問が実施された。以上の企画を含めた本会議全日程の詳細については、後述4を参照されたい。

- (3) 場所： マレーシア クアラルンプール
- (4) 会場： Legend Hotel (クアラルンプール中心部) 内の会議室
- (5) 会議期間： 2日間
- (6) 会議実施： 当連合会及びマレーシア弁護士会による共同開催

### 3. 本会議開催の経緯

#### (1) 本会議開催提案の趣旨

当委員会は、マレーシア国クアラルンプールで開催される LAWASIA Conference 2008 の開催前に、当連合会と、マレーシア弁護士会 (Malaysian Bar Council) との共催で、同所において、主にアジア地域の弁護士をモデレーター又は参加者として、「司法アクセスと弁護士会の役割」をテーマとする国際会議を開催することを、以下の理由で提案した。

#### (2) 提案の理由

##### (ア) 企画の理由

当連合会は、その国際司法支援活動を推進するに当たり、憲法前文の国際的な協力の責務、弁護士法第1条及び世界人権宣言をはじめとする国際的人権関連条約を根拠とする基本的人権の保障と恒久平和主義を実現すること、及び我が国だけでなく世界、特にアジアの国々でも法の支配を実現する努力をすることを目指して、以下に述べるような国際的な司法支援活動をしてきた。

当連合会は、1995年からアジア諸国を中心とした司法支援を実施し、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 及び法務省法務総合研究所が実施する司法支援プロジェクトに協力してきた。対象国は、中国、モンゴル、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジアにおよび、また当連合会が協力してきたマルチ研修には、上記の国の他、マレーシア、インド、ウズベキスタン、東チモールなど他のアジアの国から多くの弁護士が参加してきた。<sup>1</sup>

途上国の司法が抱える最大の問題の1つが、司法アクセスの未整備である。法の支配の実現には司法アクセスの充実が欠かせないが、未だ多くのアジアの途上諸国では、一般的に司法の力が

---

<sup>1</sup> 2007年、自由民主党でも法整備支援を日本の国際貢献の一翼を担うものとして取り上げ、「世界に誇る、わが国の法制度整備支援の戦略的ビジョン」と題する提言を行い、政府も海外経済協力会議において同活動を取り上げ、今後この分野でのわが国の積極的な活動を示唆しているが、同提言においても当連合会及び同会員弁護士の積極的関与に対する期待が謳われている。さらに、当連合会では、2008年の会務執行方針において、「法の支配を世界に広げるため、発展途上国等に対する法整備支援活動への協力について、基本方針を策定したうえで、さらなる拡充に取り組む。」という方針を決定し、その後本年6月25日には独立行政法人国際協力機構 (JICA) と連携協定を締結するなど、活動の強化を図ってきたところである。

弱く、市民が公正な裁判を受けることができないなど、司法へのアクセスが十分に確立されていないのが現状である。特に、市民の側に立ち、草の根で司法アクセスの拡充に貢献すべき弁護士及び弁護士会の地位、運営基盤及び運営能力等が脆弱であることが指摘されている。

そこで、アジアの発展途上諸国の弁護士及び弁護士会の地域協力を強化し、相互の経験を共有して、司法アクセスの充実に資する制度構築及び人材養成を可能にすべく、今般「司法アクセスと弁護士会の役割」をテーマとする本会議を、当連合会とマレーシア弁護士会の共催で開催することを提案することとなった。

具体的テーマとして、「弁護士の過疎偏在問題と弁護士会の役割」、「法律扶助制度と弁護士会」及び「司法アクセスを阻害する諸問題（法曹人口、弁護士養成等）と弁護士会」を設定し、これらを通じて、参加者が、司法アクセスの充実に向けて果たすべき役割について議論を重ねて問題意識を共有し、帰国後に、本国際会議の成果を各国弁護士会の活動及び運営等に活かしてもらうことが期待された。また、その成果を提言（recommendations）という形で内外に発表することも検討した。

#### （イ）同種会議の経験

- 当連合会では、2003年11月に、カンボジア国プノンペンにおいて、アジア地域約10カ国の弁護士会の代表を集めて（参加者約100人）法律扶助制度をメインテーマとするアジア法律扶助会議を共同開催した。
- 2005年以降、経済産業省の外郭団体である海外技術者研修協会（AOTS）の研修事業に共催者として参加し、アジア諸国の弁護士20名程度を招聘して本邦研修を実施してきた。<sup>2</sup>
- 2003年以降、カンボジア、モンゴルなどの本邦での研修事業を JICA から業務委託を受け、その招聘などのロジ作業を含めて実施してきた。

これらの経験からも、アジアの発展途上諸国間で経験及び情報等を交換し、その後の協力を推進するための本国際会議を開催することは極めて有益であると考えた。

#### （ウ）他の国際司法支援プロジェクトとの連携

アジア地域の各国（カンボジア、ベトナム、インドネシア、モンゴル、中国）に JICA から長期専門家として派遣されている当連合会会員及び JICA 本部専門家にも参加を要請し、各国での活動に役立つ情報交換の場とすることを検討した。

#### （エ）開催地について

マレーシア国クアラルンプールを開催地とした。アジアの発展途上諸国間での協力を推進するという観点からは、日本における開催ではなく、発展途上国における本国際会議開催が有効であると考えたからである。2008年10月29日から11月1日の間、マレーシア国クアラルンプールで LAWASIA Conference 2008 が開催されることに合わせて、かかる大会の開催直前に本国際会議を開催することで、当連合会の支出を抑えながら、より多くの参加者を集めることができると考えた。また、次に述べますように、開催地のマレーシアの弁護士会からは、共催につい

---

<sup>2</sup> 2005年度のテーマは競争法、2006年度は国際仲裁法、2007年度はコーポレートガバナンス



---

て内諾を事前に得ることができた。

(オ) 開催国弁護士会との共働関係

開催を予定しているマレーシア弁護士会に対しては、5月の国際法曹協会（IBA）のアムステルダム中間大会の際に、Dato’Ambiga Sreenevasan 会長に会議開催の可能性について打診し、基本的な了解を得て、その後同弁護士会の緊密に連携をとることとなった。

#### 4. 参加者概要

本会議への参加者は、当連合会から各国の弁護士会等窓口に対して別紙 1 Program Outline（プログラム概要）を送付することにより、本テーマについての適任者を募った。なお、かかる Program Outline 発送後、中国、シンガポール、タイの弁護士会からは本会議は欠席する旨の正式連絡があった。インド、ブルネイからは出欠に関する返信が最終的に得られなかったため、不参加となった。

本会議への参加者は、次頁一覧表記載のとおりである。当連合会からの参加者は6名、JICAからの参加者は6名であった。次頁一覧のうち、氏名に灰色の網掛けがある者については、当連合会が航空券代金及び(又は)滞在宿泊費を負担した。なお、フィリピン統一弁護士会の会長及びカンボジア弁護士会からの参加者1名は、当日急遽欠席となった(かかる両名の氏名は次頁一覧から削除している。)

## 参加者リスト

国名	弁護士会組織名称	参加者数	参加者
ベトナム	ホーチミン市弁護士会	1	Mr. Chu Khac Hoai Duong
	ハノイ市弁護士会	1	Ms. Nguyen Phuong Nhi
フィリピン	フィリピン統合弁護士会	2	Mr. ATTY Bonifacio T. Barandon, Jr
			Mr. Ramon Edison C. Batacan
インドネシア	インドネシア統一弁護士会	1	Mr. Harry Ponto
	インド弁護士協会(AAI)	1	Mr. Firmansyah, S.H., LL.M.
	インドネシア弁護士会議(KAI)	3	Mr. Indra Sahnun Lubis (President) Mr. Adnan Buyung Nasuition Mr. Todung Mulya Lubis
カンボジア	カンボジア王国弁護士会	1	Mr. Ly Tayseng
ラオス	ラオス弁護士会 <sup>3</sup>	4	Mr. Phoumy Sioudomphan (President)
			Mr. Viengsavanh Phanthaly
			Ms. Vannaly Phounsavath
			Mr. Khamsouk Phommarath
モンゴル	モンゴル弁護士会	2	Ms. Enkhtuya Bavuu
			Mr. ALTANGEREL Oyunsaihkan
韓国	大韓弁護士協会	3	Mr. Tae Won Chung

<sup>3</sup> ラオスからの参加者のうち、当連合会が費用を負担しなかった残りの2名については、同弁護士会を支援するUNDPが渡航費用等を支弁した。

			Ms. Hyun Mi Choi
			Ms. Hyun Hi Choi
オーストラリア	オーストラリア弁護士連合会	3	Mr. Ross Ray QC (President)
			Mr. Mark Woods
			Ms. Margery Nicoll
マレーシア	マレーシア弁護士会	3	Mr. Cecil Rajendra
			Mr. Shan Theivanthiran
			Mr. Ravindran Nekoo
日本	日本弁護士連合会 (JFBA)	6	Mr. Kimitoshi Yabuki
			Mr. Shunji Miyake
			Mr. Tomoki Ikenaga
			Mr. Isomi Suzuki
			Ms. Satoko Kitamura
			Ms. Taeko Suzuki
JICA 日本	JICA モンゴル	6	Ms. Miha Iizuka
	JICA ベトナム		Mr. Takayuki Ishinada
	JICA カンボジア		Mr. Atsushi Kamiki
	JICA 東京		Mr. Naoshi Sato
	JICA 中国		Mr. Takayuki Sumida
	JICA マレーシア		Mr. Hideo Tsukamoto

合計 37 名

## 5.. 日程及びプログラム概要

本会議の日程及びプログラム概要については、下記表に記載のとおりである。本会議で得られた参加国の法律扶助制度、弁護士過疎問題などの概要、比較的知見は、本報告書に添付する池永知樹会員の報告書(別紙3)に詳細に記載されているので、参照されたい。

なお、当連合会からの参加者の所感については、後述6を参照されたい。

### 会議前企画

日時	プログラム	概要
10月27日 月曜 19:30~	歓迎カクテルレセプション @ the Monkey Bar Legend Hotel 10階  (マレーシア弁護士会会員、本会議共同議長シバンシラン・シャン氏主催)	Legend Hotel 内のバーにて、マレーシア弁護士会主催により、カジュアルなカクテルレセプションが開催され、参加者のうち約25名が出席した。当連合会からは、矢吹、宮家、池永、鈴木が参加した。各参加者間には、本会議開始前に、他国の参加者との顔合わせ及び自己紹介を行うことができた。

### 本会議: 第一日目

日時	プログラム	概要
10月28日 火曜 10:00~11:30	モデレーターによる事前準備会合 @ Enggang Room 9階	本会議約2週間前までに、主催者により、参加申込書記載の経歴等を鑑みて各セッションにつき2名のモデレーターが選任され、同人らの間ではメール及び電話会議により、本会議の各セッション内容及び進行に関する協議が行われてきた。本準備会合において、各セッションの重要テーマの確認及び進行方針について、矢吹公敏共同議長作成の進行案に基づき、最終の打合せが実施された。
11:40~12:00	参加登録 @ Enggang Room 9階	マレーシア弁護士会スタッフにより参加者登録手続が行われ、会議資料等が一式配布された。 また、当連合会宮家及び鈴木により、該当者に対する渡航費用償還手続を行った。
12:00~13:00	ランチ(ビュッフェ) @ Di'Atas Brasserie 9階	ランチ会場において、各国から1名ずつパネルへの参加を要請した。

<p>13:15~13:30</p>	<p>開会式 @ Enggang Room 9階</p> <p><b>歓迎の辞:</b> Ms. Dato' Ambiga Sreenevasan マレーシア弁護士会会長</p> <p><b>開会の辞:</b> 矢吹公敏 本会議共同議長 日本弁護士連合会</p> <p>Mr. Shan Theivanthiran 本会議共同議長 マレーシア弁護士会</p> <p>司会:宮家俊治 日弁連</p>	<p>マレーシア弁護士会会長による歓迎の辞は、法の支配を貫徹には、全個人が自由かつ全面的に司法にアクセスできることが不可欠であるとした上で、マレーシアにおける司法アクセスの問題点を特に政府に対して厳しく指摘するものであった。</p> <p>すなわち同国には、同弁護士会の資金により運営される Legal Aid Center と、政府資金により運営される Legal Aid Bureau があるが、後者は、有罪答弁を行った者のみを刑事弁護支援の対象とするにとどまるため、弁護士会が運営する前者機関が対象外者の弁護を一手に担当しており、かかる現状が弁護士会にとって負担となりつつあること、そして、近い将来市民のニーズに対応できなくなるといった懸念を表明した。そして市民に司法アクセスを提供するのは政府の責任であるとして、司法アクセス拡充のための資金提供を求めた(当該スピーチの詳細は別紙4を参照されたい。また、同スピーチは別紙5のとおり現地で新聞報道された。)</p> <p>矢吹公敏本会議共同議長は、続く開会の辞において、当連合会の設立目的や国際司法支援活動実績に言及しつつ、アジア諸国における司法アクセスに関する知識経験の共有の重要性を指摘して、本会議への抱負を述べた(当該スピーチの詳細は別紙6を参照されたい。)</p> <p>なお、開会式には、約10社のメディアが取材に訪れ、うち2社が、主にマレーシア弁護士会会長による上記スピーチ内容について新聞記事を掲載した。</p>
<p>13:30~15:30</p>	<p><b>セッション 1:</b> 「法律扶助制度と弁護士会の役割」</p> <p>モデレーター:</p>	<p>セッション1は、左記2名のモデレーターにより、主に以下のテーマに基づき、各国からの参加者代表により構成されるパネルによる報告と、会場の参加者全体を含めたディスカッションにより進行した。</p>

	<p>Mr. Ravindran Nekoo マレーシア弁護士会</p> <p>Mr. Mark Woods オーストラリアバーカウ セル</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Information Sheet に基づく各国の法律扶助制度の状況(主に、法律扶助を担う団体、扶助事業の対象、資金源、法律扶助に携わる法律家の従事体制、扶助適格要件の点)</li> <li>2. 複数の実施機関における調整と効率化</li> <li>3. 資金獲得活動と弁護士会の役割</li> <li>4. 資金不足を補う方策等</li> <li>5. 各国の法律扶助制度における問題点と取組</li> </ol>
15:30~16:00	休憩	
16:00~18:00	<p><b>セッション2:</b> 『<b>弁護士の過疎偏在問題と弁護士会の役割</b>』</p> <p>モデレーター: Mr. Ramon Edison Batacan フィリピン統一弁護士会</p> <p>Mr. Shan Theivanthiran マレーシア弁護士会</p>	<p>セッション2は、左記2名のモデレーターにより、主に以下のテーマに基づき、セッション1と同様に、各国からの参加者代表により構成されるパネルによる報告と、全体ディスカッションにより進行した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 弁護士過疎に対する弁護士会の取組</li> <li>2. プロボノ活動の義務化の是非</li> <li>3. 政府による活動と弁護士会の協調及び弁護士会の独立の問題</li> </ol>
18:00 ~ 20:00	休憩	
20:00 – 22:00	<p>ディナー @ Enggang Room, 9階</p> <p>歓迎スピーチ: Mr. Cecil Rajendra マレーシア弁護士会法律 扶助委員会議長</p> <p>司会:宮家俊治：日弁連</p>	<p>当連合会主催のディナーには、当日欠席者が複数出たため当初予定よりは少なくなったものの、約35名が参加した。</p> <p>歓迎スピーチを行った Mr. Cecil Rajendra は、マレーシアにおいて Mobile Legal Aid ( 弁護士過疎措置等地方に弁護士自らが赴き、現地市民に対して法律相談等を行うこと ) を実施した先駆者である。同スピーチにおいては、Legal Aid は政府等から恩恵的に与えられる福祉と捉えるべきではなく、基本的人権を支える重要な制度であることが強調された。</p> <p>その後、本日実施されたセッション1及び2のモデレーターから、簡単な感想が述べられた。</p> <p>各テーブルでは、第一日のセッションの内容と今後の各国における司法アクセス充実に向けの展望について活発な意見交換が行われた。</p>

本会議: 第二日目

日時	プログラム	内容
10月29日 水曜 09:00~1100	<p><b>セッション 3:</b> 「司法アクセスを阻害する諸問題と弁護士会の役割」 @ Enggang Room, 9階</p> <p>Moderator: 矢吹公敏 本会議共同議長 日本弁護士連合会</p> <p>Mr. Chu Khac Hoai Duong ホーチミン弁護士会</p>	<p>セッション3は、左記2名のモデレーターにより、前日のテーマを敷衍しつつ、主に以下のテーマに基づき、パネルによる報告と、全体ディスカッションにより進行した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民に対する法教育や情報提供の必要性</li> <li>2. 弁護士の総人口不足の問題</li> <li>3. 若手弁護士に対する法曹教育の課題</li> <li>4. 司法アクセス向上に携わる弁護士養成の方策 (Law School のカリキュラムへのプロボノ活動の取組、Legal Clinic 等)</li> <li>5. 司法における不正・腐敗の問題</li> <li>6. 司法の独立の問題</li> </ol> <p>また、最後に、矢吹公敏本会議共同議長により、参加者がアジアにおける司法アクセス確保及びアジアにおける情報及び経験の共有の重要性を確認した上で、今後も関係機関の間でネットワークを拡充・強化すべく最大限の努力を行うこと、具体的には、ウェブサイト、メーリングリスト等において引き続き情報交換を行うこと、各国の共通課題について、今後も定期的に協議の場を設けることに関するコンセンサスペーパーの採択が提案された。当該コンセンサスペーパーは、賛同する参加者により(あくまで個人のキャパシティーにおいて)署名されて、採択した。当該署名済みのコンセンサスペーパーは、別紙7を参照されたい。</p>
11:15~11:45	<p>閉会式 @ Enggang Room, 9階</p> <p>閉会の辞: Mr. Shan Theivanthiran 本会議共同議長 マレーシア弁護士会</p>	<p>本会議共同議長である Mr. Shan Theivanthiran により本会議の各セッション成果のまとめが述べられた後、当連合会鈴木五十三氏により、閉会の辞が述べられた。</p> <p>その後、集合写真の撮影が行われた(その他本会議に際して撮影された写真は別紙8を参照されたい。)</p>

	鈴木五十三 Executive Counsel of LAWASIA 日本弁護士連合会  司会:宮家俊治：日弁連	
--	---	--

会議後企画

時間	プログラム	内容
<b>10月29日</b> 水曜 12:00-15:00	<b>クアラルンプール Jalan Duta 裁判所庁舎訪問</b> (マレーシア弁護士会による企画)	<p>約2年前に完成したクアラルンプール地方・控訴裁判所コンプレックスを見学した。当該コンプレックスは、インドに次いで世界で二番目に大きい裁判所とのことであり、所属する裁判官は66名、法廷は77つあるとのことである。</p> <p>裁判所内では会議室に案内され、控訴審裁判所の Commercial 部の裁判官及刑事控訴審裁判所の裁判官による質疑応答が行われた後、所内の図書館、法廷、訴状等書類受付窓口を順次見学した。</p> <p>図書館には、マレー語のみならず、英文のジャーナル等が多数陳列されていた。</p> <p>法廷には被告人が座る席の周囲に、腰程の高さの囲いが設けられていた。また証言等は音声認識ソフトにより速記される仕組みになっており、パソコンが設置されていた。法廷においては、裁判官に許可を得れば、英語の使用も通常認められるとのことである。</p>

6.. 当連合会からの参加者の所感

- (1) 第12～13頁      矢吹 公敏      「本会議開催の意義及び今後の展望」
- (2) 第14頁            宮家 俊治      「セッション3の所感」
- (3) 第15～16頁      鈴木多恵子      「本会議ロジ担当としての所感」



---

## 本会議開催の意義及び今後の展望

平成20年11月17日

矢吹 公敏

国際交流委員会副委員長

本会議開催の企画は約2年前にさかのぼる。当連合会では、JICAなどの外部機関から司法支援プロジェクトを受託して得た受託料を国際協力活動基金としているところであるが、その有効な利用を国際交流委員会で検討した結果、アジア諸国での司法の分野での国際支援会議に充てることになったことから本会議が企画されたものである。

発展途上国では、公的な法律扶助制度がない国が多く、そのような制度があってもきわめて限定されていることが常態である。また、途上国はもとよりそうでない国でも、地方での弁護士過疎問題は顕著であるといわれている。その結果、社会の隅々にまで法の光をあてるという司法の理想の実現には程遠いことになっている。さらに、弁護士養成、司法の汚職など、関連する問題も司法アクセスを阻害する要因となっている。本会議では、そのような問題について、参加国があらかじめ提出した情報シート(Information Sheet)に基づき意見を交換し、相互の問題点を理解し参考にするとともに、将来各国が司法アクセスの実現に協力して取り組むことを目指したものである。

会議は、3セッションとも大変充実したよい議論がなされた。法律扶助をテーマとした第1セッションでは、法律扶助予算・制度の成熟程度からオーストラリア・韓国・日本のグループ、マレーシア・フィリピン・インドネシアのグループ、モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオスのグループに分けることができるところ、政府管掌の法律扶助制度と弁護士会を中心とした民間の制度との協力・連携や、参加する弁護士を得ることの難しさなど、参加国において共通する問題も浮き彫りとなった。弁護士過疎・偏在問題を討議した第2セッションでは、弁護士の都市集中や過疎地域での弁護士不足について、税金優遇や支援金の支給というインセンティブを強化する意見がある一方で、そのような活動を義務化する方法によるべきであると意見もあり、双方の長所・問題点について検討が重ねられた。司法アクセスを阻害するその他の要因を検討した第3セッションでは、引き続き若手の育成・トレーニングの問題を討議するとともに弁護士の役割などの司法の機能に対する一般市民の認知度強化や、司法の汚職をなくし司法への信頼の構築が必要であることなどが検討され、予定していた弁護士養成制度の問題については十分時間をとって議論するに至らなかった。

以上のように、途上国支援という目的で会議を実施したが、既に経済的に発展している国においても司法アクセスに関する同様の問題を抱えていることを肌で感じる事ができた良い機会であった。

今後は、会議の最後に参加者個人が署名したコンセンサスペーパー(別紙7)に記載されているように、本会議を定期的開催するとともに、各国の制度についてウェブサイトなどで情報交換することが望まれる。当連合会では、アジア弁護士会会長会議に関連するウェブページを有していることから、これに本会議に関する情報をリンクすることで、当連合会が情報センターとしての役割を果たしていきたい。

今回の会議は、当連合会が開催する国際会議について一つの示唆を与えたと思う。当連合会がアジアの一員として、アジアで果たす役割は決して小さくはない。また、それを世界に発信する

ことも期待されているとあってよい。このような活動が、さらに発展することを祈念している。

最後に、今回の会議は、マレーシア弁護士会の献身的な協力と当連合会の担当事務局の連携がなければ実現できなかったとあってよい。これらの方々に深く感謝して所感を締めくくりたい。

以 上

---

### セッション 3 ( 司法アクセスを阻害する諸問題と弁護士会の役割 ) の所感

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日

宮家俊治

国際交流委員会委員

司法アクセスを阻害する要因として主として挙げられたのは、法曹人口の絶対数不足といった物理的な要因、弁護士の法的訓練未了や法的知識欠如といった質的要因であった。これらの問題は、セッション 1 の法律扶助予算の欠乏という財政的な要因、および、セッション 2 における弁護士の偏在及び過疎による物理的な要因と相俟って、日本を含めた東アジア及び東南アジアの社会資源や発展段階を背景とした、司法アクセスの阻害要因として程度の違いはあるものの共通項として抽出しうるものであろう。これらの問題点を改善し克服するために、各弁護士会のプロボノ活動奨励による法的サービスの拡充、若手を含む弁護士全体に対する継続的教育における創意工夫が紹介された。この点で、韓国における取り組みは、法的サービスを供給する側における物理的な拡充、財政的な拡大、質的な改善を図ったとしても、サービスを需要する側にニーズがなければ絵に書いた餅であり、司法アクセスは実効化しない、それ故、小中高校を含む市民に対する法教育を弁護士会が積極的に推進しているという報告は会場の注目を獲得した。

セッション 3 で議論された内容は、オーストラリアでは当然妥当するのであろうが、英国法の影響を強く受けている同国においては、視座の異なる問題意識があのではないであろうか。すなわち、司法サービスの担い手が既に多数存在し、法律扶助の資金も潤沢であることを前提として、司法アクセスをより実効化するべく、伝統的な裁判手続による救済から排除されかねない者を救済するため、拡散した利益を如何に保護するのかという視点(米国法流のクラスアクションに類似する視点) さらに、正規の裁判手続だけではない多様な選択肢として、また、敷居の高い正式の裁判手続を敬遠する者を救済するために、ADR 手続を整備する視点が存在する筈である。今回の会議においては、各参加国の問題意識を共通の土俵で議論しようとする意識が強かったためであろうか、同国からは次元の異なる視座の提供はなかった。しかしながら、この問題は、福祉国家イデオロギーにおける司法アクセス、さらには 21 世紀の司法アクセスを実現するためには避けては通れない視点であり、司法アクセスのさらなる充実を図るために、次回以降の会議で取り上げられることを期待したい。

加えて、今回の初会会議において、司法汚職が真正面から取り上げられ、約 30 分にわたり各国の状況を報告しつつ議論が展開された点は特筆に値しよう。司法汚職は市民の人権を侵害するという視点から、近い将来に、各国弁護士会が手を携えて共同宣言を発表し、アクションプログラムを採択することを強く期待したい。この課題において、日弁連が強いリーダーシップを発揮することを祈念する次第である。

そのためには、アジア太平洋地域の弁護士会のリーダーが多数参集する POLA の開催に併行して次回以降の会議を開催することも検討に値しよう。

以上

## 本会議ロジ担当としての所感

平成20年11月18日

鈴木多恵子

国際交流委員会幹事

当職は、本会議開催にあたり、主にロジスティクス面を担当したので、以下主にその観点から以下所感等を述べることにする。

**1. 共同主催者との連携について**

当連合会が国外で会議を開催する場合には、現地の事情に詳しい現地弁護士会(パートナー)との協力関係が会議成功の鍵となる。今回は、ホテルの手配(宿泊、会議会場、食事手配含む)及び会場設営、資料印刷並びに当日受付作業につき、マレーシア弁護士会(以下「マ弁」という。)の全面的な協力を得ることができた。マ弁会長の強力な後押しにより同会の組織的支援を得たこともさることながら、実際の担当者である Shan Theivanthiran 氏(本国際会議共同議長、同会会員)及び Adilah Ariffin 氏(同会職員)の献身的協力を得たことが特に大きい。

もっとも、会議テーマ及びプログラム内容並びに参加者の確定は主に当連合会にて行ったので、それらの内容を正確かつ適時にパートナーと共有する必要があるが、上記担当者らとのコミュニケーションが、英語(マレーシア社会では英語が準公用語である。)で正確かつ滞りなく行われた点も大きい。今後の開催にあたるパートナーの選定にあたっては、特に事務担当者とコミュニケーションが正確かつ適時にとり得るか(すなわち、一定の英語力があり、メールや電話等で適時に対応できる環境にあるか)という点も重要な考慮要素となると思われる。

**2. 参加者の招聘について****(1) 経理に関する留意点**

今回、アジアの発展途上国のうち予め指定した国からの参加者に対しては、居住地からクアラルンプール間の往復航空券代を当連合会が支出することとしたが、それに伴い、当連合会内の経費処理との関係で種々の留意点が生じた。

当該参加者に対しては、一律現地におけるドル現金支払い対応としたが、かかる処理のためには、事前に領収書写しを取得する必要がある。また現地通貨換算について疑義が生じないよう、事前に(できれば招待状を発送する段階で、当該招待状において)明確に告知しておくことが必要である(本会議における記載の方法については別紙1を参照されたい)。経理に絡む事務処理については、その他細かい留意点があるので、今後の効率化等を考えて十分にノウハウを蓄積・共有しておく必要がある。

**(2) 招聘国及び開催日程について**

なお、今回当連合会が費用を負担しないこととした中国、シンガポール、インド、ブルネイからは、結局会議への参加を得られなかった。これらの国に対して次回以降どのように参加を呼びかけるのかという方策も検討する必要がある。なお、本会議は、当初 LAWASIA 2008 マレーシア大会と日程を合わせることで、参加者の確保を図ることも意図していたが、招聘者のうち LAWASIA にも参加した者はごく一部に限られたようである。但し、韓国、オーストラリアから

---

の参加者は、全員 LAWASIA にも参加していた点において、特に渡航費等を自己負担する国からの参加者の便宜の為には、LAWASIA 等他の国際会議と日程を合わせることは、引き続き検討に値すると思われる。

### 3. 参加者との連絡について ((メールリングリストの必要性))

全参加者が40名弱と国際会議としては比較的小規模での開催とはいえ、参加者からの日程、ホテルに関する問い合わせに対して個別に応じるのは非効率(又は不可能)である。よって、今回は参加者確定後早期にメールリングリストを立ち上げ、参加者共通の情報(プログラム、ホテル手配等)については、当該メールリングリストを通じて一斉配信することにしたところかなりの効率化が図られた。今後はかかる観点からの web site の活用も重要となろう。

### 4. 次回開催に向けての課題等

#### (1) 早期の事務局体制作り

当連合会内での承認を早期に得た上で、事務局体制を整えることが重要である。今回は、正副承認を得られたのが7月中旬となり、会議開催日まで3ヶ月を切る状況でスタートしたため、事務局として日弁連から参加者する者の日程を十分に確保することができなかった。また、同様に日弁連職員の日程確保もできなかった。この点、今後も本国際会議(又は類似の国際会議)の継続的に開催するのであれば、会員個人がその場限りで対応するというよりも、特に日弁連職員を派遣して、(国外において)当連合会が国際会議を運営する経験及びノウハウ等を蓄積していく必要があると思われる。よって、次回からは、早期に提案書を行い当連合会内で承認を得た後、当連合会内での体制作りに着手することが肝要となろう。

#### (2) 会議議題の検討

セッション3において、韓国の参加者が市民に対する法教育の重要性に触れたが、ラオスからの参加者からは地方の市民には弁護士という職業をそもそも知らない人がいる状況であるという話も出て、司法アクセスと市民の法教育という切り口は(当初あまり想定していなかったが)大変興味深かった。次回以降の会議でも、時間の許す範囲で司法アクセスをめぐる問題について、多面的なアプローチがなされることを期待する。なお、司法アクセス阻害に直接の関係があるかは必ずしも明らかではないが、例えば女性弁護士不足又は過疎問題も、高齢者や障害者も含めた社会的弱者又は貧困層の司法アクセスの問題の一部として、取り上げうる一観点とも思われた(但し、ジェンダーの問題は本会議に盛り込むのではなく、別立ての会議がより相応しいとも考えられる。いずれにしても、司法アクセスの問題は、本会議でも検討したとおり様々な要因を有し多くの問題と絡み合っているため、他のプロジェクトや会議等との情報共有を図る等して多角的な分析をすることが引き続き有効であるように思われる。)

以上

## 7.. 参加者からのアンケート

本会議終了後、アンケートを実施した。その取り纏め結果は別紙9のとおりであるが、参加者も本会議内容に満足したことを示す回答が得られている。

## 8.. 添付資料 (別紙)

- 別紙 1 : プログラム概要 (英語)
- 別紙 2 : プログラム概要 (日本語仮訳)
- 別紙 3 : 池永知樹会員報告書
- 別紙 4 : Dato'Ambiga Sreenevasan マレーシア弁護士会会長 開会挨拶 (英語・概要訳)
- 別紙 5 : 現地新聞記事
- 別紙 6 : 矢吹公敏国際交流委員会副委員長 開会挨拶 (英語・概要訳)
- 別紙 7 : 参加者コンセンサスペーパー (英語・日本語仮訳)
- 別紙 8 : 写真
- 別紙 9 : アンケート結果 (英語・日本語仮訳)

以 上

---

## 別紙

平成 20 年(2008 年)11 月 17 日

### 報 告 書

弁 護 士

日本司法支援センター事業企画本部専門員

池 永 知 樹

日本弁護士連合会とマレーシア弁護士会(Malaysian Bar Council)共催の「アジア・司法アクセス会議」に参加し、東アジア諸国計 9 ヶ国(日本を除く)の法律扶助情報等を得ましたので、報告します。

#### <目 次>

第 1	国際会議の概要	
1	日時・場所	2
2	参加登録者	2
3	テーマ	2
第 2	総論	
1	はじめに - 東アジアにおける法律扶助推進の多元的背景	3
2	欧米法律扶助とアクセス・トゥ・ジャスティス運動との関係	3
3	東アジアの社会福祉戦略との関係	5
4	東アジアの法整備支援との関係	6
第 3	各論	
1	各国の概観	8
(1)	各国の法律扶助の状況と発展段階	8
(2)	各国の弁護士過疎問題の取組状況	10
2	ラオス	11
3	カンボジア	13
4	モンゴル	13
5	インドネシア	15
6	ベトナム	16
7	マレーシア	17
8	フィリピン	18
9	韓国	20
10	オーストラリア	22
第 4	結語	

- 1 情報交換の有用性 ----- 25
- 2 東アジアのネットワーク形成の必要性 ----- 25

第 1 国際会議の概要

1 日時・場所

平成 20 年(2008 年)10 月 28 日 ~ 29 日

マレーシア・クアラルンプール

2 参加登録者

10 ヶ国から計 39 名

ベトナム(2 名)、フィリピン(3 名)、インドネシア(5 名)、カンボジア(2 名)、ラオス(2 名)、モンゴル(2 名)、韓国(3 名)、オーストラリア(3 名)、マレーシア(3 名)、日本(6 名)の各弁護士会からの参加登録者のほか、UNDP(UN Development Program)関係者から 2 名、JICA(Japan International Cooperation Agency)関係者から 6 名、計 39 名の参加登録があった。

3 テーマ

法律扶助制度、弁護士過疎問題、司法アクセス保障のための諸課題について、各国から事前に information sheet の提出を受けた上、会議当日に討議を行った。

以下の各国情報、特に統計資料は、主に各国の information sheet の記載に基づいている。



---

## 第2 総論

### 1 はじめに - 東アジアにおける法律扶助推進の多元的背景

近年の東アジア諸国の共通現象として、法律扶助制度をはじめとする司法アクセス保障に関わる諸制度の整備に積極的に取り組まれている点を指摘できる。

この推進力の背景は多元的であるが、本報告書では、欧米法律扶助とアクセス・トゥ・ジャスティス運動との関係、東アジアの社会福祉戦略との関係、東アジアの法整備支援との関係の3点から、推進力の背景を説明する。

### 2 欧米法律扶助とアクセス・トゥ・ジャスティス運動との関係

欧米諸国において、もともと法律プロフェッションの慈善行為(charitable model)として取り組まれていた戦前の法律扶助スタイルは、戦後の社会福祉国家進展を主たる背景に、国家の責務として徐々に認識されるようになり、1970年代までに総合的な法律扶助法として結実し、公的資金の積極的な投入が行われるようになった。

すなわち、法律扶助の公的基盤を徐々に整えつつ、戦後社会福祉国家が成熟期を迎えた1970年代に、欧米諸国ではそれぞれの節目となる総合的な法律扶助法が制定されている(イギリス、フランス、スウェーデン、ドイツの1972年法、オーストラリアの1973年法、オランダの1974年法等)。また、ヨーロッパとの比較においては、社会福祉国家の範疇に含まれにくいアメリカにおいても、1974年に、ジョンソン大統領の「貧困との戦い」をスローガンとして、連邦資金を投入した法律扶助法が制定されている。

その後、先進諸国は、円熟期を迎えた1970年代以降、特に1973年の世界的規模の石油危機を契機として、経済の停滞をもたらし、1970年代末から80年代にかけて社会福祉国家批判が高まる。「小さな政府」をスローガンに公的規制依存から市場の活性化へと構造転換が図られるようになり、これと連動して、欧米諸国の法律扶助法も、予算削減や受給者範囲の厳格化といった緊縮傾向が強まっていく\*1。ポスト福祉国家のもとで公的資金の効率的運用の要請が強まり、法律扶助の品質管理(マネジメント)を通して、効率的な司法アクセス保障を実現していく時代に入っている。「効率性」は、公的資金投入に見合う価値(Value for Money)の実現を追求するものであるが、反面、安上がりな粗雑サービスに転化する危険もあり、各法域において、司法アクセスの危機が指摘され

---

\*1 たとえば、本会議に参加していたオーストラリアも、歴史的に欧米リーガルエイドの範疇に位置づけられるが、1997年以降、連邦予算が大幅にカットされるようになり、現場のサービスが先細りになっているとの指摘がある(本報告書の「オーストラリア」の項目を参照)。

るようになった\*1。

しかし、法律扶助は、「法の支配」を核とする民主主義社会における不可欠な構成要素であり、他の社会福祉プログラムと同様のレベルで効率化・合理化を求めることはできない。この視点は、1948年の世界人権宣言を契機として戦後平行して歩みを進め、近年大きくクローズアップされるようになった世界的なアクセス・トゥ・ジャスティス運動と結び付いている\*2。

特にヨーロッパにおいては、法律扶助について規定したヨーロッパ人権条約6条、及び同条約担保の中核を担うヨーロッパ人権裁判所が、この国際的潮流を支えてきた経緯がある。そしてヨーロッパ人権条約及び同人権裁判所の精神は、同条約及びEU体制のもとで、西ヨーロッパだけでなく、旧東欧諸国においても援用され、今日、ヨーロッパ全体において法律扶助の整備が促進されるという効果を持っている。

これらアクセス・トゥ・ジャスティス運動は、今日、アジア、ラテンアメリカ、アフリカにおいても観察される世界的潮流になっており、21世紀の司法アクセスに関わる

---

\*1 The Transformation of Legal Aid, Edited by Francis Regan, Alan Paterson, Tamara Gorieli, and Don Fleming, Oxford University Press 2002, p1 は、以下のように指摘している。

「第二次大戦後、リーガルエイドは、いくつかの変化を経験した。最初の変化は、従来の慈善ベースから、公費を投じた大規模スケールへの拡大期である。その後、1980-90年代に逆行を始めたが、これは、この時期に政府が戦後社会福祉プログラムの運営に対する信頼を失ったことと連動して、リーガルエイド予算の削減を開始したことに基づく。かくして開業弁護士の慈善活動が再びテーマに上がり、多くの個人が自分自身で権利を守ることを余儀なくされるようになった。リーガルエイドは、絶え間ない変動のプロセスに置かれている。」

\*2 International Legal Aid Group Conference(1992年に結成された世界各国の研究者・リーガルエイド機関関係者から構成される法律扶助研究団体)は、以下の指摘を行っている。  
(<http://www.ua.ac.be/main.aspx?c=.ILAG2007&n=39302>)。

「1990年代に、公的リーガルエイドを擁する先進国のすべてが、同様の困難に直面していることが一層明確になった。低経済成長下における法律扶助予算膨張の問題から、リーガルエイド受給資格は狭められ、受給者の負担コストは上昇し、受給者が利用可能なサービスの範囲は限定され、サービスの質についても新たな問題が生じるようになった。多くの政府が、リーガルエイドの効率的業務管理(マネジメント)に大きな関心を抱くようになり、コスト削減に無力なリーガルエイド供給機関に対して懐疑を抱くようになった。さらに、多くの先進国政府は、社会福祉国家改革に取り組んでおり、既存リーガルエイドの水準を維持することに対しては、新たな正当化根拠を必要としていた。しかし、仮にリーガルエイドが単なる社会福祉サービスの1つとして捉えられ、他の社会福祉プログラムと同様のレベルで効率化・合理化を求められるということであれば、極めて深刻な事態をもたらすことになる。リーガルエイドは、単なる社会福祉サービスに留まらない、法システムに対する公正かつ平等なアクセスを担う制度であり、『法の支配』を核とする民主主義社会において、不可欠の構成要素だからである。」

---

諸制度推進の大きな原動力になっている。

わが国の司法制度改革を含め、アジアのアクセス・トゥ・ジャスティスの推進力も、巨視的にはこのような国際的潮流の中に位置づけられる。

### 3 東アジアの社会福祉戦略との関係

戦後の社会福祉国家進展を主たる背景に、法律扶助が国家の責務として徐々に認識されるようになり、1970年代までに総合的な法律扶助法として結実した欧米諸国とは異なり、東アジア諸国の多くは、戦前は植民地支配の歴史があり、戦後、植民地支配を脱却した後も権威主義体制が存続した歴史的経緯により、欧米諸国のような市民主導による自生的な社会福祉国家の潮流は観察されなかった。

代わりに、多くの東アジア諸国においては、急速な経済発展を牽引していく「国家」の位置づけが重要であり、国家こそが資本家を育て、地主を退場させ、労働者の要求を抑制しつつ、急速な経済発展を牽引するとともに、ある程度の社会福祉を実現してきた経緯がある。そして、急速な経済発展と1980年代後半からの民主化の潮流と1990年代後半のアジア経済危機の衝撃によって、福祉システムの構築・再編が促されてきた歴史がある。

他方、欧米諸国においては、社会福祉国家の円熟期を迎えた1970年代以降、特に1973年の世界的規模の石油危機を契機として、経済の停滞をもたらし、1970年代末から80年代にかけて社会福祉国家批判が高まり、「小さな政府」をスローガンに公的規制依存から市場の活性化へと構造転換が図られるようになった。

この欧米諸国から発信される時代潮流は、アジア諸国にも大きな影響を及ぼし、後進国にある程度共通な「思想的早熟性」として、従来型の福祉国家はもはや維持できず、これからは「市民社会」の役割が重要になるという理念が(公的規制依存からの脱却手段としての「市民社会」論)、今まさに福祉国家を構築しつつあるかもしれない後発諸国にも伝播してきた。例えば、韓国の「生産的福祉」は、国家福祉の拡充を主張しながらも西欧諸国とは一定の距離をとり、政府責任の原則とともに民間の自律的参加による政府と民間の役割分担の原則が強調されている。台湾の「中間路線」も、社会保障システムの確立が唱えられつつ、グローバル資本主義の時代にあっては、社会福祉の理想が高すぎてはならないとし、同時に「ボランティア台湾」が提唱されている。香港やシンガポールでは、福祉国家は未だ政治的禁句とされ、対照的に市民社会については好意的であり、活力ある第三セクターが望ましいものとされる。<sup>\*1</sup>

日本においても、1973年、政府は「活力ある福祉社会の実現」を目的とした「経済社会基本計画」を策定し、同年を「福祉元年」とすると宣言したが、同じ年の石油危機を契機として日本の高度経済成長は終焉し、「福祉見直し論」が政府を中心に主張され始める。そして、1979年、政府は国家の経済計画である「新経済7ヶ年計画」で、日本型福祉社会の構想を示し、ここでは、高福祉・高負担を特徴とする欧米型福祉国家

---

\*1 以上について、上村泰裕「東アジアの福祉国家 - その比較研究に向けて - 」(大沢真理編著「アジア諸国の福祉戦略」ミネルヴァ書房2004年)p35-41, p45-55

の否定、個人の自助努力の重視、企業福祉を代表とする市場システムなど民間活力の重視等が謳われている。

このような欧米諸国と東アジア諸国の歴史プロセスの相違によれば、戦後の社会福祉国家進展を主たる背景に、法律扶助が国家の責務として徐々に認識されるようになり、1970年代までに総合的な法律扶助法として結実し、公的資金の積極的投入が行われるようになった欧米諸国の法律扶助発展プロセスは、東アジア諸国にはストレートにあてはまらない。

むしろ、東アジア諸国においては、政府責任の原則とともに民間の自律的参加による政府と民間の役割分担の原則が強調される面があり、このような側面からの「市民社会」が評価され、これを支えるための要として司法制度改革が位置づけられている面がある。

わが国の司法制度改革においても、市民は、「重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する中で、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築き、それを基盤として国際社会の発展に貢献する」\*1 主体として位置づけられている。簡素な政府の下での、民間の自律的参加による政府と民間の役割分担の原則が強調され、法律扶助制度をはじめとする司法アクセス保障に関わる諸制度も、社会福祉国家の責務としてではなく、民間の自律的参加による公正な市民社会を構成するための要として、位置づけられている側面がある。

#### 4 東アジアの法整備支援との関係

東アジア諸国における法律扶助制度は、発展途上国に対する法整備支援プログラムの一環として展開されてきた経緯もある。

概括的には、以下のとおり、発展途上国に対する法整備支援活動は、対象地域における強固な権威主義的政治体制の抵抗と、対象地域の内在的諸条件を軽視して先進国モデルを性急に導入しようとした自国中心主義などによって一旦失敗したが、旧東欧諸国やアジア諸国をはじめとするアクセス・トゥ・ジャスティスの世界的潮流と結びつき、再び活発になった。\*2

##### (1) 第1期（第二次大戦後～1960年代中盤）

発展途上国が発展過程を迎れば、自ずと西側価値観（自由主義、自由市場）に類似した経済的・政治的・社会的制度を構築しうるはずであるとの素朴な理念を背景とした時代である。中央集権的、官僚的制度を構築することを目指した途上国支援が行われ、司法制度に対する支援は相対的に考慮されなかった時代とされる。

---

\*1 司法制度改革審議会意見書 p4

\*2 第1期から第5期までの分類については、以下の論文を参考にした。

Erik G. Jensen, *The Rule of Law and Judicial Reform :The Political Economy of Diverse Institutional Patterns and Reformer's Responses*, *Beyond-Common Knowledge -Empirical Approaches to the Rule of Law*, Edited by Erik G. Jensen and Thomas C. Heller, Stanford Law and Politics, Stanford University Press 2003

(2) 第2期 (1960年代中盤～1970年代)

司法制度整備こそ経済発展につながるとの理念から、司法機関及びそれを担う法律家の整備・育成がクローズアップされる時代に入る。

しかし1960-70年代を通じて、発展途上国の経済成長失敗、政治機構の悪化、独裁蔓延などにより、悲観的様相を呈するようになる。

(3) 第3期 (1980年代)

世界銀行、アジア開発銀行、米国国際開発庁 (USAID) の司法支援プログラムが登場するなど、巨大ドナーをバックに、大規模に法移植が取り組まれる局面に入る。支援プログラムはラテン・アメリカで始まり、その後アジアに展開する。

法整備支援を通じて民主主義を促進するとの理念を背景に、冷戦終結の効果も相乗し、巨大ドナーの支援のもと、トップダウン方式に司法の独立、立憲主義、政治的自由及び刑事法に関連する移植プログラムなどが組まれた。

(4) 第4期 (1990年代)

グローバル化を背景に「経済発展のための法支援」の視点が強調される。

国際開発金融機関 (MDBs)、世界銀行 (World Bank)、米州開発銀行 (IDB)、アジア開発銀行 (ADB) などの多国間銀行の資金提供 (巨大ドナー) がクローズアップされる時代に入る。

地球規模での安定した投資の実現、経済発展のためには、地球規模での機能的な司法制度が必要であるとの理念 (二当事者間の契約関係だけでなく外国及び国内の投資家の財産権が保障され、行政府と立法府がその法体系の枠内で行動すること) に基づき、西側法制度の発展途上国に対する移植を支援する。

その性格上、会社法、取引法、倒産法といった分野の移植プログラムが強調されたが、他方で、安全な経済活動実現のためには、刑法、刑事手続法、人権保障の側面の看過ができないとして、法律扶助関連分野の移植にも力が注がれるようになった。

ここにおいて、法律扶助をはじめとする司法アクセスに関連する諸制度の支援がクローズアップされる時代に入る。

(5) 第5期 (現在)

第3期に象徴されるトップダウン方式が、支援対象国の実情を無視した独善的手法であるとの反省などから、新たに、支援対象国との協働の視点を重視したリーガル・インパワーメントの手法による支援の模索が行われるようになり、現在に至る。

わが国の司法制度改革においても、「こうした支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的な役割を果たす上で重要であるとともに、経済社会のグローバル化が進む中で、円滑な民間経済活動の進展にも資するものである。このため、発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」\*1 と指摘され、法整備支援活動が積極的に展開されている\*2。

\*1 司法制度改革審議会意見書 p55

\*2 矢吹公敏「日本弁護士連合会と国際司法支援活動」(ジュリスト 1358号)p9-16

### 第3 各論

#### 1 各国の概観\*1

##### (1) 各国の法律扶助の状況と発展段階

本会議に参加した計10ヶ国について、法律扶助の発展段階ごとに概括的に整理をし、各国の状況を概観すると、以下のとおりである。

国際基金(国連開発基金、アジア財団等)をはじめとする海外ドナーによる法律扶助が中心である国家

ラオス、カンボジアがあげられる。

弁護士制度を含む全般的なインフラ未整備の問題が背景にある。たとえば、弁護士会が設立されたのが、ラオスが1996年、カンボジアが1995年であり、比較的最近のことである。

国際基金の援助が終了した後、自国で法律扶助を運営、発展していけるかが問われている。たとえば、ラオスの法律扶助は、主に国連開発計画とアジア財団に依拠しており、2010年までの資金提供はあるが、その後の制度運営の問題が残されているとの指摘がある。

弁護士会をはじめとする民間基金による法律扶助が中心である国家

モンゴル、インドネシアがあげられる。

但し、モンゴルは、国際基金にも相当程度依拠していると思われるが、ラオス・カンボジアとの対比において、本範疇に位置づけた。たとえば、モンゴルの法律扶助プログラムの1つとして、国際基金とモンゴル政府の合同プログラムがある。資金分担については、法律扶助を提供するスタッフ弁護士の給与は国際基金が負担し、その他の人件費はモンゴル政府が負担するスキームになっている。これは、スタッフ弁護士の職務の独立性を確保するための配慮であるようにも思われる。

インドネシアは、弁護士会が設立したNGO団体の資金に全面的に依拠しているように思われる。他方、モンゴルは、ある程度の政府資金の提供が認められる。

これらの国々では、国の責務を明確にし、包括的な法律扶助法の制定を実現することが、将来の課題となっている。

ある程度包括的な法律扶助法が制定された国家

日本(2006年総合法律支援法)のほか、韓国(1986年法)、フィリピン(1987年法、2007年法)、マレーシア(1971年)、ベトナム(2007年法)があげられる。いずれの国においても、法律扶助実施機関が設置されており、日本では日本司法支援センター(Japan Legal Support Center)、韓国では韓国法律扶助公団(Korean Legal Aid Cooperation)、フィリピンでは公設弁護人事務所(Public Attorney's Office)、マレーシアでは法律扶助局

\*1 以下、各国の予算規模を紹介する際には、単位はアメリカ・ドルで統一した(1ドル = 100円で算定)。

---

(Legal Aid Bureau)、ベトナムではリーガルエイド・センター(Legal Aid Center)がこれに相当する。

法律扶助法の制定と法律扶助機関の設置がある国家間においても、たとえば以下の論点に限っても、大きな差異が認められる。

#### 法律扶助実施機関の独立性

各国ともに法律扶助実施機関が設置されているが、政府からの独立性については、各国間に相当の差異がある。

ベトナムは司法省の直営下に置かれており、法律扶助実施機関の独立性は弱いように思われる。

フィリピンは、2007年法成立前は、公設弁護人の独立性が弱く、大統領の意に添わない活動はできない側面があったが、同法成立により独立性が高まり、正当な理由なく公設弁護人が罷免されることはなくなったとのことである\*1。

韓国は、韓国法律扶助公団の前身は、1972年に法務省の出資で設立された韓国法律扶助協会であるが、検察庁主導で設立された経緯があり、組織の独立性に対する批判があったため、1986年に、独立した法人として組織改正された。但し、現在全国に設置されている18支部、37出張所のうち、ソウルの法的助言部門及び30の支部・出張所は検察庁舎内に事務所を構えている。

#### 実施内容・規模

マレーシアを除き、いずれの国も、民事・刑事法律扶助を提供している。

マレーシアは、刑事法律扶助が除外されており、代わりに弁護士会が刑事法律扶助を提供している(但し、死刑事件に限っては裁判所が国選弁護人を選任する。)。マレーシア弁護士会は、刑事法律扶助の費用捻出等のため、すべての開業弁護士に対し、1年に約30ドル(米)程度の寄付を義務づけている。

いずれの国も、予算不足に悩んでいるが、韓国では、民事法律扶助の件数が急速に増加しており、これに応じて予算も大幅に増加している。

#### 提供方法(スタッフ制・ジュディケア制)

法律扶助の提供方法(スタッフ制・ジュディケア制)についても、各国ごとに異なる。

ジュディケアを主たる提供者としているのが、日本とマレーシアである。

スタッフ弁護士を主たる提供者としているのがフィリピンと韓国である。フィリピンは、アメリカのパブリック・ディフェンダー制度を参考にして作られたと言われ、完全なスタッフ弁護士制をとっている。刑事事件の比率が高いが、民事、労働事件等も多くこなしている。

#### 法律扶助実施機関と弁護士会の関係

ベトナムを除き、主として、法律扶助実施機関が貧困者に対する伝統的な法律扶助(相談・代理援助)を提供し、弁護士会は、これを超えた公益訴訟や人権課題に取

---

\*1 2008年10月6日、フィリピン Public Attorney's Office の Hon.Persida V. Rueda-Acosta 理事長が日本司法支援センターを訪問して講演を行ったが、この講演内容から引用した。

り組んでいる側面がある。ベトナムは、弁護士・弁護士会の役割が正当に評価されておらず、相対的に、人権活動に積極的に取り組みにくい政治的環境にあるように思われる。

いずれの国も、法律扶助実施機関と弁護士会との間に連携関係があるが、その強弱は異なる。フィリピンは、やや連携の度合いが弱いように思われる(相互独立型)。

法律扶助法の成熟期を迎えた法律扶助先進国家

オーストラリアである。

包括的な法律扶助法の成立を 1977 年に成立し終え、今日、その成熟期を迎えている法律扶助先進国である。各国人口比での予算規模も、他のアジア諸国との対比において、オーストラリアが群を抜いて最も高い。

法律扶助実施機関は、各州に設置されている独立の法律扶助委員会(Legal Aid Commission)である。

オーストラリアは、戦後の社会福祉国家の推進力を背景に法律扶助法が制定された欧米諸国の系譜に繋がる国家であり、他のアジア諸国とは質的に異なる。ポスト福祉国家の影響で削減されつつある公的資金(連邦資金)のもとで、いかに効率的に法律扶助を提供していくかが現在の課題になっているが、そうはいつても、依然として法律扶助の実施規模の大きさは、他のアジア諸国を遙かに凌駕している。

同国は、単に形式的に法律扶助を提供すればよしとするのではなく、法律扶助の品質管理等を通して、市民に対する実質的な司法アクセス保障を実現していく時代に入っている。法律扶助の品質管理までは問われにくい慈善行為(charitable model)ないしプロボノとしての法律扶助とは次元を異にする。本会議においては論点とされなかったが、特に欧州諸国の法律扶助においては、近年、単なる貧困者の代理援助ではない社会的排除(Social Exclusion)の克服に向けた取組や Seamless Referral Network の構築に向けた取組などが盛んであり、オーストラリアにおいても様々な戦略が追求されている。

## (2) 各国の弁護士過疎問題の取組状況

弁護士 1 人あたりの人口(概算)と弁護士過疎状況

本会議参加国計 10 ヶ国中、弁護士 1 人あたりの人口が少ない国から順に列挙すると、以下のとおりである。

- ・オーストラリア 350 人\*1
- ・フィリピン 1900 人
- ・マレーシア 2000 人
- ・モンゴル 2100 人\*2

\*1 最近 5 年間の傾向として、毎年約 3.5 %の増加率を示している。

\*2 1980 年代の弁護士数(約 100 名)が、12 倍にまで増加している(約 1200 名)。



・韓国	4900 人*1
・日本	5100 人*2
・インドネシア	1 万 1000 人
・カンボジア	2 万人
・ベトナム	2 万 1000 人*3
・ラオス	7 万 3000 人

弁護士 1 人あたりの人口が最も少ないオーストラリアにおいても、深刻な弁護士過疎問題がある。同国は、弁護士人口がさらに増加中であるが(最近 5 年間では毎年 3.5 %の増加率)、逆に過疎地で稼働している弁護士は減少傾向にあり、かつ過疎地に定着している弁護士の高齢化が進んでいるとのことである。

他方、弁護士 1 人あたりの人口が最も多いラオス、これに次ぐベトナムでは、紛争の際に弁護士を利用するという習慣自体が乏しいため、法教育といった別の視点も求められているとのことである。なお、ベトナムは、2020 年までに、弁護士数を現在の約 5 倍にまで増加する予定であり、急速な増加が社会に及ぼす影響について、今後の経過観察が求められる。

#### 取組状況

特にオーストラリアの取組が参考になる(各セクターとのジョイント・プログラムの設置、養成事務所に対する助成等)。

いずれの国においても、公的資金投入と弁護士・弁護士会の努力、及び各セクター間の協力の重要性が指摘されている。

## 2 ラオス

### (1) 統計

ラオスは、約 600 万人の人口を有する。

弁護士数は、82 名である(弁護士 1 人あたりの人口は約 7 万 3000 人)。

ラオス弁護士会が設立されたのは、1996 年である。

公式データはないが、国連の内部文書によれば、283 名の裁判官と 391 名の検察官がおり、裁判官数・検察官数が、弁護士数よりも多いという特徴がある。

民事・刑事・家事等の区別はないが、すべての事件を含めて計 6912 件の新規事件(一審)が受理された(2007 年 7 月 - 2008 年 7 月)。

### (2) 法律扶助の現状と課題

#### 現状

2003 年、国連開発計画(UNDP)による「ラオス弁護士会によるアクセス・トゥ・ジャスティス」プロジェクトが開始した。これに基づき、2007 年、首都ビエンチャン

\*1 韓国は、2015 年までに、弁護士数を現在の約 2 倍にまで増加する予定である。

\*2 2008 年度、弁護士総数 2 万 5062 人、人口 1 億 2767 万 8000 人をもとに算定した。

\*3 ベトナムは、2020 年までに、弁護士数を現在の約 5 倍にまで増加する予定である。

で、リーガルエイド・クリニックが開設された。さらにアジア財団(Asia Foundation)からの資金協力も得て、ラオス弁護士会は、北ラオスと南ラオスに1ヶ所ずつ、クリニックを開設した。

首都ビエンチャンのクリニックは、3人の事務スタッフを抱え、登録されているボランティア弁護士(ジュディケア)が法律扶助事件を取り扱う。ボランティア弁護士に対しては、1日10ドル(米)程度が支給される。北ラオスのクリニックには2名の常勤スタッフ弁護士、南ラオスのクリニックには、1名の常勤スタッフ弁護士が配置されている。

現在、アジア財団の資金協力を得て、移動式クリニック(mobile legal aid clinic)を計画中である。

法律扶助は、無料の法律相談と、受給資格ある対象者に対する代理援助から構成される。また、ホットラインサービスを月曜から土曜に実施している(但し、土曜は1時間枠の短時間サービス)。

#### 課題

ラオスの法律扶助は、主として国連開発計画とアジア財団に依拠している。2010年まで資金提供があるが、その後は、ラオス弁護士会とラオス政府が、資金の工面をしなければならない。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

#### 現状

もともと弁護士数の合計が、全国で僅か82名であるが、首都ビエンチャン以外には、僅か16名の弁護士しかいない。

そもそもラオスでは、弁護士という職業自体が、生計を立てにくい職業であるが、地方ではその傾向がなおさら顕著である。

地方を訪問して、法教育プログラムを提供し、弁護士の役割、市民の基本的権利、ラオス弁護士会による法律扶助サービスの説明などを行っている。国連開発基金をもとに、ラオス弁護士会が、地方の司法アクセスに関する実情調査を実施する予定である。

#### 課題

弁護士数の増加が必要である。

しかし、同時に弁護士の役割に関する公衆の理解が促進しなければ、弁護士が増えても弁護士の仕事は増えないというジレンマがある。

弁護士の職業を生計が維持できるものとし、弁護士がプロボノ活動に従事できる時間を捻出する。

紛争の際に弁護士を利用するという伝統がないため、公衆の理解を促進する必要がある。

国連開発基金とアジア財団の基金援助が終了した後の制度運営の問題がある。

地方には、ラオス語以外の言語が使用されている地域がある。しかし、現在の弁護士の中に、少数言語を使用できる者はいない。

国民の識字率の問題があり、文書による周知方法に限界がある。

交通手段、通信手段等、基本的インフラの未整備の問題が背景にある。

---

### 3 カンボジア

#### (1) 統計

カンボジアは、約 1300 万人の人口を有する。

弁護士数は、640 名である(弁護士 1 人あたりの人口は約 2 万人)。

裁判官と検察官の総数は、275 名である。

新規受理事件数のデータはない。

#### (2) 法律扶助の現状と課題

##### 現状

1995 年、カンボジア弁護士会が設立され、同弁護士会が、1996 年から法律扶助への取組を開始した。ただし、法律扶助実施件数のデータはない。

スタッフ弁護士とジュディケアの混合方式である。

政府から 5 万ドル(米)相当の年間予算を受けているが、絶対的に不足している。EU やフランス政府などの海外ドナーからも支援を受けているが、金額の詳細は不明である。

##### 課題

予算増加と法律扶助制度に対する裁判所の積極的な協力が必要である。

少なくない人権侵害と裁判手続の遅延、また、国民の基本的な法的知識欠如といった様々な問題に直面している。

#### (3) 弁護士過疎の現状と課題

##### 現状

地方の州レベルになると、平均して僅か約 3 名の弁護士しかいない。

##### 課題

地方で活動する弁護士に対する財政援助が必要である。

現在は、22 の州に法律扶助オフィスが設置されているが、すべての州に設置する必要がある。

### 4 モンゴル

#### (1) 統計

モンゴルは、約 250 万人の人口を有する。

弁護士数は、約 1200 名である(弁護士 1 人あたりの人口は約 2100 人)。

1980 年当時は、弁護士数は僅か約 100 名であったが、1990 年に約 500 名まで増加し、現在は約 1200 名である。

裁判官の数は 429 名、検察官の数は 381 名である。

新規受理事件数(一審・2007 年)は、民事 3 万 699 件、家事 3544 件、刑事 5831 件である。

#### (2) 法律扶助の現状と課題

##### 現状

##### モンゴル弁護士会

2000 年、政府は、モンゴル弁護士会を通じて、貧困者の法律扶助に一定の公的

資金(9000-12000 ドル(米))を投入することを決定した。実施状況については、法務省と内務省が監督した。弁護士報酬は大変低く(刑事事件において、軽罪約 12 ドル - 重罪約 40 ドル程度)、報酬を受領できない弁護士もいた。法律扶助を取り扱わない弁護士もいる。

2002 年には、法律によって、すべての弁護士が年間に最低 2 件の法律扶助事件を取り扱う義務が課せられた。

2007 年を最後に、政府からの資金提供はなくなり、2008 年からは弁護士会の自己資金によって運営されている。

代理援助(民事・刑事)、刑事手続における犯罪被害者支援、法律相談、情報提供、書類作成援助などが行われている。

法律扶助の受給件数は、2003-2007 年の 5 年間に、年間平均 200 ~ 270 件程度であった。

ジョージ・ソロス(アメリカの投資家・慈善家)基金によるパイロット・プロジェクト(2ヶ所)

同基金をもとに、2004 年から 2006 年にかけて、法務省、内務省、弁護士会の合同で、貧困者のためのリーガルエイド・センターが 2ヶ所の地域に設置され(各事務所に 2 ~ 3 人の弁護士が配置された)、計 1012 件の刑事法律扶助が実施された。

パイロット期間の経過により、プロジェクトも終了した。

モンゴル政府と国際基金による法律扶助プログラム

2008 年、モンゴル政府(法務省、内務省)と、Open Society Forum\*1、及び国連開発基金が、2008 年 5 月に 4ヶ所、同年 8 月に 26ヶ所のリーガルエイド・センターを設置し(計 30ヶ所)、各州において無料法律相談等を実施している。弁護士間にコンペを実施し、コンペで選ばれた弁護士との間にセンターが契約締結し、契約弁護士が法律扶助を提供するスキームがとられている。また、計 30ヶ所のセンターには、それぞれ弁護士 1 名(月給制のスタッフ弁護士)と補助スタッフ 2 名が配置されており、スタッフ弁護士による刑事・民事・行政事件法律扶助、法教育などが実施されている。

国連開発基金がセンターを開設し、開設後は、モンゴル政府が維持していくという分担関係になっている。各センターに所属しているスタッフ弁護士の給与は、Open Society Forum が負担し、その他の人件費はモンゴル政府が負担することになっている。これは、スタッフ弁護士の職務の独立性を確保するための配慮であるようにも思われる。

2008 年 5 月からサービス提供が開始されているので、実績はそれほどないが、約半年ほど経過しての実績として、約 200 人が刑事・民事・行政事件法律扶助サービスを受けた。

大学付設のクリニック

---

\*1 ジョージ・ソロス基金によるフォーラムである。

([http://www.soros.org.mn/programs/open\\_society\\_forum.html](http://www.soros.org.mn/programs/open_society_forum.html))

---

国立大学の学生と教員が、クリニックを設置し、貧困者に対する無料法律相談を実施している。ジョージ・ソロス基金から資金提供を受けている。

課題

法制度及び法律扶助制度を、国際標準レベルにまで近づけていくことが課題である。

旧社会主義政権の影響が残り、法が権威主義的に用いられ、人権保障の視点が十分に考慮されていない点が問題とされている。

(3) 弁護士過疎の現状と課題

現状

近年、弁護士数が急速に増加しているが、依然として約 1200 名の弁護士のうち、地方には約 200 名しかいない。

最大の問題は、地方の住民は特に貧困であり、弁護士費用を払えないために、弁護士が都市で開業する傾向が顕著であることである。

弁護士過疎問題に限定しての特別の取組はなく、上記(2) の諸施策と同様である。

課題

上記(2) と同様である。

## 5 インドネシア

### (1) 統計

インドネシアは、約 2 億 3000 万人(2007 年度)の人口を有する。

弁護士数は、約 2 万 410 名\*1 である(2008 年度、弁護士 1 人あたりの人口は約 1 万 1000 人)。

裁判官の数は約 7000 名(2007 年度)、検察官の数は約 6177 名(2004 年度)である。

新規受理事件数(一審・2007 年)は、351 万 4709 件であり、民事が 15 万 9157 件、家事が 21 万 7084 件、刑事が 313 万 4120 件である。

### (2) 法律扶助の現状と課題

現状

法律扶助法はなく、NGO が法律扶助を提供している。最大の NGO 団体が、Indonesian Legal Aid Foundation(YLBHI)\*2 である。同団体は、1970 年に、インドネシア弁護士会によって、Jakarta Legal Aid Institution(LBH Jakarta)として設立され、1980 年に YLBHI に改組された。ジャカルタに本部があるほか、ジャカルタを含めて全国に計 14 の支部がある。

ジャカルタ支部の実績であるが、毎年約 1000 ~ 1100 件の代理援助のほかに、毎年 2 万 ~ 3 万件程度の援助活動を行っている。YLBHI は、代理援助のほか、法教育、法改革、調査研究、ネットワーク形成(国内・国際)、啓蒙活動、出版活動等を行って

---

\*1 インドネシア統一弁護士会(KAI)が発表した数値である。なお、新インドネシア統一弁護士会(KAI)は、約 1 万 5000 人としている。

\*2 英語 HP(<http://ylbhi.or.id/index.php?cx=7&cb=1>)

いる。

#### 課題

貧困者に対する一定の代理援助を保障する法律条項もあるが、死文化しているのが現状である。

今後、国の基本的責務を明確にしていくことが求められている。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

#### 現状

弁護士会と NGO によるプロボノ活動が実施されている。

代理援助のほか、法教育が重視されている。

#### 課題

弁護士の増加と地方への配置、リクルートシステムの改善などが指摘されている。

## 6 ベトナム

### (1) 統計

ベトナムは、約 8500 万人の人口を有する。

弁護士数は、3988 名である(2008 年度・弁護士 1 人あたりの人口は約 2 万 1000 人)。

但し、研修生が 1949 名おり、近々弁護士になる予定である。

弁護士数を 2010 年までに約 8000 名に、2020 年までに約 2 万名に増加する予定である。

裁判官の数は 1 万 152 名(2007 年)、検察官の数は 1 万 1840 名(2005 年)であり、弁護士数を大きく上回っている。

新規受理事件数(一審・2007 年)は、民事 7 万 8528 件、家事 7 万 204 件、刑事 5 万 5299 件である。

### (2) 法律扶助の現状と課題

#### 現状

1997 年、法務省内にリーガルエイド・センターが設立された。

その後、2007 年、法律扶助法が成立し、司法省内にリーガルエイド・センターが設立された。但し、予算の大半は NGO に依拠しており、国の予算は少ない。

貧困者に対する無料法律相談、法律扶助、地方への弁護士の巡回プログラムなどを実施している。

過去 10 年間に、約 10 万人がセンターのサービスを受けた。

弁護士報酬も少しずつ増加している。1997-2007 年(法律扶助法制定前)には、1 事件あたり 1.5 ドル(米)程度であったが、2007 年の法律扶助法制定以降は、1 事件あたり 7 ドル(米)程度に上がった。NGO との提携プログラムについては、1 事件あたり 70 ドル(米)が支給されている。

#### 課題

法律扶助法が 2007 年に制定されたばかりであり、当面は、同法の運用状況を観察していくことになる。

低廉な弁護士報酬を改善し、法律扶助の担い手となる弁護士を確保していくことが求められている。相対的に官(警察、検察、裁判所)優位の政治環境にあり、弁護士の

---

役割が正当に評価されていないという問題もある。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

#### 現状

リーガルエイド・センターが、いくつかの地方に弁護士を派遣している。

弁護士会も、遠隔地に弁護士を派遣しており、近年では、毎年約 50 名程度が派遣されている。

草の根レベルでのネットワークや移動式クリニックもある。

#### 課題

弁護士数は、今後、急速に増加していくことになっている。

地方においては、住民が弁護士サービスを利用する習慣を持っていないことが多く、法教育などを通じて、市民の権利意識を醸成していくことが求められている。

また、住民の所得水準が低く、弁護士費用を払うだけの経済力がないという問題があるため、多くの弁護士が都市での開業を選択している。

## 7 マレーシア

### (1) 統計

マレーシアは、約 2500 万人の人口を有する。

弁護士数は、1 万 2712 名である(2008 年度・弁護士 1 人あたりの人口は約 1900 人)。

裁判官の数は 321 名(2007 年度)、検察官の数は 365 名(2007 年度)である。

新規受理事件数(2008 年)は、民事・刑事合計でのデータしかないが、221 万 2080 件である(年間通算はこれよりも多い可能性がある)。

### (2) 法律扶助の現状と課題

#### 現状

以下の 3 つの供給主体から構成される。

##### 法律扶助局(Legal Aid Bureau)

1971 年法律扶助法に基づき、内閣府(Prime Minister's Department)所管のもと設置された。

様々な代理援助を実施しており、年間に約 3 万件程度の法律扶助事件を扱っている。

但し、刑事法律扶助は取り扱っておらず、次のリーガルエイド・センターが担っている(死刑事件に限っては、裁判所が国選弁護人を選任している)。

##### リーガルエイド・センター\*1

1980 年以降、マレーシア弁護士会が提供している法律扶助スキームである。1983 年、弁護士会決議があり、すべての開業弁護士が、このスキーム維持のために、一年あたり約 30 ドル(米)程度の寄付を行うことを義務として課した。年間予算は、約 30 数万ドル(米)である。

2007 年度、代理援助及び法理相談の合計件数は、約 1 万 8000 件である。

---

\*1 英語 HP([http://legalaidkl.org/Legal\\_Aid\\_KL.html](http://legalaidkl.org/Legal_Aid_KL.html))

無料法律相談、無料の訴訟代理のほか、刑の減刑や保釈申請等に関する無料サービス、受刑者に対する訪問法律相談、女性センター(NGO)と提携しての家事問題の法律相談、法教育、法律扶助を取り扱う弁護士に対するトレーニングなどのプログラムを実施している。

法律扶助局とリーガルエイド・センターは、貧困者に対して法律扶助を提供する点において共通しているが、後者は、そのほかに公益訴訟や人権関連業務にも取り組んでいる点に特徴がある。

裁判所選任の国選弁護人

戦前に、イギリス政府の影響のもとで設計された。

裁判所の所管にあり、死刑事件に限って、裁判所が国選弁護人を選任する。事件数の統計はない。

課題

公的セクターである法律扶助局が刑事法律扶助を取り扱わないために、代わりに、弁護士会が運営しているリーガルエイド・センターが刑事法律扶助を実施しているのが現状である。死刑事件に限っては裁判所が国選弁護人を選任するが、これ以外の刑事法律扶助は、すべてリーガルエイド・センターの経費で実施している。このため、センターは、恒常的な予算不足に直面している。マレーシアの人口規模を考慮すると、法律扶助の規模は小さく、公的資金の抜本的な増加が求められている。

法律扶助局が、現在のリーガルエイド・センターが担っている貧困者援助(特に刑事法律扶助)を担ってくれるようになれば、リーガルエイド・センターは、公益訴訟や人権関連業務の方面に、よりシフトしていくことができるというメリットが生まれることになる。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

現状

法律扶助局とリーガルエイド・センターが、地方においても法律扶助を提供しているが、十分ではない。後者は、弁護士のボランティア活動に依拠しており、限界がある。

課題

公的資金の大幅な増加が求められている。

## 8 フィリピン

### (1) 統計

フィリピンは、約 9300 万人(2008 年度)の人口を有する。

弁護士数は、4 万 9634 名である(2008 年度・弁護士 1 人あたりの人口は約 1900 人)。

裁判官の数は 812 名、検察官の数は 1643 名である。

新規受理事件数は、不明である。

### (2) 法律扶助の現状と課題

現状

以下の 3 つの供給主体から構成される。



---

公設弁護人事務所(Public Attorney's Office, PAO)\*1

フィリピン国内に限らず、アジア地域でも最大規模の公的法律扶助実施機関の一つである。

前身は、1972年に司法省の管轄下に設置された市民法律扶助事務所(Citizen's Legal Assistance Office, CLAO)であり、これが1987年に法律改正により公設弁護人事務所(Public Attorney's Office, PAO)に改称された。

アメリカのパブリック・ディフェンダー制度を参考にして作られたと言われ、完全なスタッフ弁護士制をとっている。刑事事件の比率が高いが、民事、労働事件等も多くこなしている。組織としては、司法省の外局として位置づけられるが、独立して自律的な運営を行っている。従前は、最終的には大統領の意に逆らえない面があったが、2007年PAO法によって、公設弁護人は法的根拠なくして罷免されないことになり、また、検察官の給与と同額にすることも定められ、独立性が高まった\*2。

2007年度、スタッフ弁護士の数は1048名、事務スタッフ約800名の態勢で、全国16地方事務所、257の地区事務所で活動を実施している。

2007年度、438万2611件の支援活動が行われ、このうち弁護士、代理人としての活動件数は59万9076件である。

1048名のスタッフ弁護士が、全国の2255ヶ所の裁判所において活動をしているが、利益相反のケースについては、次のIBPプログラムに紹介している。

弁護士会費、最高裁判所からの助成、寄付等による弁護士会による法律扶助(Integrated Bar of the Philippines, IBP)

1973年以降、フィリピン弁護士会が提供している法律扶助スキームである。本部と85ヶ所の支部からなる。専属のスタッフ弁護士はおらず、弁護士のボランティア活動に依拠している。本部には、パラリーガル2名、スタッフ4名、その他1名の職員が配置されている。

伝統的な法律相談援助、訴訟代理援助のほかに、女性と子どもに対する暴力問題、刑務所の処遇問題(過剰収容の改善等)、大気汚染問題等に取り組んでいる。

弁護士会費、最高裁からの助成のほかに、米国国際開発庁(USAID)、アジア財団等からの寄付金を得ている。

ボランティア弁護士には、交通費等の若干の経費が支払われる。

2007年度、本部においては1244件、支部においては3752件の事件が取り扱われた。

---

\*1 今回の「アジア・司法アクセス会議」においては、PAOに関するレポートはなかったが、フィリピンの法律扶助を論じる上では欠かせないため、本報告書においては、他の情報源(PAO, Accomplishment Report For The Year 2007, Persida V. Rueda-Acosta Chief Public Attorney)をもとに、PAOに言及した。

\*2 2008年10月6日、フィリピンPublic Attorney's OfficeのHon.Persida V. Rueda-Acosta理事長が日本司法支援センターを訪問して講演を行ったが、この講演内容から引用している。

国際機関、慈善団体等からの寄付に基づく NGO による法律扶助  
人権問題や特定テーマの援助を行ったり、パイロット・プロジェクト等が実施されている。

#### 課題

公設弁護人事務所 (Public Attorney's Office, PAO)

1048 名のスタッフ弁護士が、全国の 2255 ヶ所の裁判所において活動をしているが、1 人の公設弁護人が 1 つの裁判所に対応できるようにするために、さらに 1000 人の公設弁護人の増加が必要である。

2007 年法によって、公設弁護人の独立性は高まったが、さらに独立性を高めていくことが求められている。

弁護士会費、最高裁からの助成、寄付等による弁護士会による法律扶助 (Integrated Bar of the Philippines, IBP)

現在は、弁護士のボランティア活動によって成り立っているが、援助費用の増加が必要であり、その上で、すべての弁護士に義務的に参加を求めることが考えられる。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

#### 現状

不十分ではあるが、PAO と IBP がそれぞれ地方に支部を設置している。

#### 課題

上記(2) のような問題がある。

また、弁護士の職業自体が、生計を立てる上で魅力的でなく、法学部卒業生は、弁護士を目指すよりも、医療、コンピューター、技術関係方面に就職する傾向にあるという問題がある。弁護士とその家族の生計を維持しながら、貧困者に対する法律扶助に関与していくには、財政援助の強化が必要である。

## 9 韓国

### (1) 統計

韓国は、約 5010 万人(2008 年度)の人口を有する。

弁護士数は、1 万 175 名である(2008 年度・弁護士 1 人あたりの人口は約 4900 人)。

このうち、6300 名がソウル市内に登録している。ロースクール設置により、弁護士数は急速に増加しており、2015 年までに現在の 2 倍にまで増加する計画になっている。

裁判官の数は 2618 名(2008 年度)、検察官の数は 1567 名(2006 年度)である。

新規事件数(一審)は、以下のとおりである。

・民事事件 8000 件(1954 年度)、10 万件(1976 年)、91 万件(1998 年)、121 万件(2007 年)と急速に増加している。

・家事事件 離婚事件は、1 万 1615 件(1970 年)、12 万 4590 件(2007 年)であり、1970 年との比較で 10 倍以上の増加である。

・刑事事件 25 万 499 件(2007 年)

### (2) 法律扶助の現状と課題

#### 現状

---

以下の3つの供給主体から構成される。

家事リーガルエイド・センター(Korean Legal Aid Center for Family Relations)\*1

1956年に設立され、1988年法律扶助法に基づき、法務省の所管のもとにおかれている。家事事件の相談、調停、訴訟代理を提供している。

1989年から予算を受けているが、毎年の予算額は、平均約100万ドル(米)である。

韓国法律扶助公団(Korean Legal Aid Cooperation, KLAC)

1986年に法律扶助法に基づき設立され、民事・刑事の法律扶助及び法律相談を含む情報提供業務を行っている。但し、韓国政府を相手とする訴訟は援助の対象外である。

前身は、1972年に法務省の出資で設立された韓国法律扶助協会であるが、検察庁主導で設立された経緯があり、組織の独立性に対する批判があったため、1986年に、独立した法人として組織改正された。但し、現在全国に設置されている18支部、37出張所のうち、ソウルの法的助言部門及び30の支部・出張所は検察庁舎内に事務所を構えている。

2008年度、135名の公益法務官(兵役を免除される代わりに公団で約3年弱勤務する法曹資格者)、43名のスタッフ弁護士、330名のスタッフ、136名の補助スタッフが働いている。

予算は、2003年度2300万ドル(米)、2006年度約4300万ドル(米)、2008年度約5500万ドルであり、増加が著しい。

取扱件数は、法律相談・情報提供件数が、2001年度328万3801件、2003年度593万5543件、2007年度375万9019件であり、民事・家事・行政代理援助件数は、2001年度2万9884件、2004年度4万9339件、2006年度7万5976件であり、急速に増加している。刑事法律扶助は、2001年度1万1880件、2004年度2万153件、2006年度1万7304件である。

韓国弁護士会が設立した法律扶助財団(Legal Aid Foundation of the Korean Bar Association, KBA)

1986年から2003年までの間、韓国弁護士会が費用を支出して法律扶助業務に取り組んできた。2003年に財団設立が許可され、2004年から業務を開始し、2005年からは、国の指定を受け、寄付金の受領団体として認められるようになった。

人権課題、北朝鮮からの避難民問題、環境問題、高齢者扶助、外国人に対する扶助などに取り組んでいる。毎年、合計数十件程度の課題、事件に取り組んでいる。

課題  
法律扶助制度の認知度が不十分であること、関係機関のネットワークが不十分であること、適切な窓口への照会がなされていないことなどの改革課題がある。

韓国法律扶助公団の中央集権的なマネジメント・システム、官僚化の問題がある。開業弁護士がより法律扶助事件に関われるような、環境整備が求められる。

---

\*1 英語 HP(<http://lawhome.or.kr/law1/eng/sub01/body01.asp>)

## (3) 弁護士過疎の現状と課題

## 現状

弁護士の約 70 % がソウルに集中しており、地方の弁護士の数は不足しているが、ロースクール制度が始まり、全国のロースクールにバランスよく学生を配置するように配慮しているため、各地のロースクールを出身した弁護士が地方で開業することが期待されている。

家事リーガルエイド・センターと韓国法律扶助公団が、地方に支部を設置しているほか、韓国弁護士会設立の法律扶助財団も、地方での活動を行っている。

## 課題

弁護士数の増加とロースクール制度によって、弁護士過疎問題が改善されていくことが期待されている。

政府は、韓国法律扶助公団の予算額の増加を計画している。

韓国弁護士会設立の法律扶助財団も、寄付金収入の増加を計画中である。

サービスプロバイダー間の効果的なネットワークを形成していくことも、将来の課題である。

## 10 オーストラリア

## (1) 統計

オーストラリアは、約 2043 万人の人口を有する。

弁護士数は、約 5 万 8000 名である(弁護士 1 人あたりの人口は約 350 人)。

ここ 5 年間の推移として、毎年約 3.5 % の割合で弁護士が増加している。

オーストラリアは、連邦制国家であり、6 つの州と 3 つの自治区から成る。そこで、オーストラリア全体の裁判官数と検察官数、新規事件数は不明である。

## (2) 法律扶助の現状と課題

## 現状

1977 年、連邦と州(自治区を含む)の協力関係をまとめた統一的な法律扶助法(Commonwealth Legal Aid Commission Act 1977(LAC Act)が成立し、これに基づき、各州に、政府から独立した法律扶助委員会(Legal Aid Commission)\*1 が設立された。各州の法律扶助委員会の連合団体(National Legal Aid)の議長は、各州の法律扶助委員会の持ち回りで選出される。

法律扶助委員会の予算の供給源は 3 つある。2005-2006 年度の予算は、合計 2 億 8700 万ドル(米)であるが、供給源の内訳は、連邦予算 1 億 300 万ドル、州予算 1 億 2000 万ドル、その他(寄付金、利息等)6300 万ドルである。

もっとも、1997 年以降、連邦予算がカットされるようになり、連邦予算の用途目的も厳格になってきた。連邦予算を使用する法律扶助は、主として家事事件のみに限定されており、他の事件類型にフレキシブルに転用できないという制約がある。代わりに、州予算を使用して刑事法律扶助に取り組んでおり、州予算の多くが刑事法律

\*1 英語 HP (<http://www.nla.aust.net.au/>)

---

扶助費用に充てられている状況にある。そこで、家事事件と刑事事件以外にも、賃貸借、消費者、雇用事件等の重要な法律扶助分野があるにも関わらず、これらの分野に対する予算捻出に困窮するという事態が生じている。

現在、一年間に約 75 万件のサービス提供が行われている。内訳であるが、2005-2006 年度、相談件数が 26 万 9613 件、当番弁護士(Duty lawyer services\*1)27 万 1495 件、訴訟代理 15 万 8624 件である。

ジュディケア制とスタッフ制の混合モデルであり、予算が両者に配分される。スタッフ制は、特に、過疎地や利益相反事案の場合などに効果を発揮している。

また、オーストラリアには、貧困地域の住民に包括的なリーガルサービス(無料相談、訴訟代理、法教育、法改革活動等)を提供する、独立の非営利団体であるコミュニティ・リーガル・センターがある。同センターは、地域コミュニティによって運営され多くのボランティアを活用しているが、連邦政府と多くの州もセンターに一定の資金提供を行っている。

#### 課題

オーストラリア弁護士会は、近時、法律扶助の将来課題について、以下の 6 点にまとめた。

##### 連邦予算の使途目的の柔軟化

一定の状況の下では、連邦予算を州の所管事項に転用することも許されるべきである。たとえば、連邦予算の使用は、現在、主として家事事件に限定されているが、これと関連する州所管事項(当初の家事事件から発展する子どもの保護問題や DV 問題等)に対しては、州予算ではなく、連邦予算を転用することも柔軟に認められるべきである。

##### 法律扶助審査基準の明確化

各州で異なる審査基準が使用され、かつ複雑化してきているので、分かりやすい一般的なルールを策定すべきである。

##### 開業弁護士に対する法律扶助報酬の増額

開業弁護士に対する現在の法律扶助報酬は、市場価格の 50 % 以下である。過去 5 年間に法律扶助事件を取り扱った法律事務所のうち、33 % が法律扶助事件の取扱を中止するようになった。今後 5 年間に、さらに法律扶助事件を取り扱う弁護士の数は減少することが予想され、特に、過疎地域では深刻な影響が生じる危険がある。

##### 過疎地で開業する弁護士に対するインセンティブの提供

連邦予算の助成、税金の優遇措置などのインセンティブを、特に過疎地に赴く若手弁護士に提供し、弁護士過疎問題を改善していくことが望まれる。

##### コミュニティ・リーガル・センターに対する予算増加

同センターは、貧困地域や過疎地等の最も困難なエリアにおいて、毎年、約 35

---

\*1 日本の当番弁護士制度(刑事)とは異なり、刑事に限らず様々な訴訟類型において、本人訴訟の援助を行う。

万人にリーガルサービスを提供している重要な組織であるが、恒常的な予算不足状態にある。特に過疎地域にある計 44 のセンターが、深刻な財政難にあり、速やかな予算増額が求められている。

#### 先住民に対する法律扶助予算の増額

先住民、特に女性の先住民について、少数言語、固有の文化の問題などもあり、現在のオーストラリアの法律扶助制度では十分に対応できていないという問題がある。先住民のニーズにより焦点を充てたきめ細かな法律扶助サービスを実施していく必要があるが、そのためには予算増額が不可欠である。

### (3) 弁護士過疎の現状と課題

#### 現状

正確な数値は把握できていないが、過疎地で稼働している弁護士数は減少傾向にある。また、過疎地に定着している弁護士の高齢化も進んでいる。

#### 課題

オーストラリア弁護士会のアクセス・トゥ・ジャスティス委員会は、以下の5点の取組が重要であると考えている。

#### ジョイント・プログラムの設置(Western Australia 州の取組例)

ロースクール、弁護士会、法律扶助委員会、コミュニティ・リーガル・センター、先住民のリーガルサービス・プログラム、司法省(連邦)を構成メンバーとしたジョイント・プログラムがあり、過疎地に赴く若手弁護士のリクルート、教育、ローテーション化などに取り組んでいる。過疎地に赴く弁護士に対する家賃助成や特別費支給なども行っている。

#### 養成事務所に対する助成(New South Wales 州の取組)

法律扶助委員会が、弁護士会の協力を得て、過疎地に赴く若手弁護士の養成事務所に対して助成(給与支払)を行う。

#### 新人弁護士が過疎地の法律事務所に就職した場合の助成(Queensland 州の取組例)

新人弁護士が過疎地の法律事務所に就職した場合、法律扶助委員会が、当該事務所の法律扶助事件処理数に応じて、最大 75 %の給与支払を行う。新人弁護士が3年以上、当該事務所に在籍した場合には、追加支払も行われる。

#### クラークシップ(Clerkship)・プログラム

司法省(連邦)の助成を得て、コミュニティ・リーガル・センターの全国組織が実施している。

#### プロボノセンター(National Pro Bono Resource Centre)によるプロボノプログラム

プロボノセンターに登録しているプロボノ弁護士による過疎地プロジェクトが実施されている。

---

## 第4 結語

### 1 情報交換の有用性

東アジア諸国は、オーストラリアを除き、欧米法律扶助との対比において法律扶助の実施規模が小さいことは否定できない。

しかし、本報告書の「各国の法律扶助の状況と発展段階」(8～10頁)で述べたとおり、各国がその拡充に向けて努力しており、かつ、その努力が着実に成果を挙げてきている事実を観察できる。

オーストラリアのリーガルエイド研究者であり、特に東アジア諸国の動向に関心を寄せている Francis Regan 教授は、このプロセスを、貧困者や社会的に不利な立場にある者に対して権利を保障する、アジアの新たなアクセス・トゥ・ジャスティスの潮流(a new Asian wave of access to justice reforms)\*1 と位置づけている。

そして、東アジア諸国は、この潮流を踏まえながら、周辺国のスキームを常に参考にしつつ、自国のスキームに反映させてきている。

わが国も、東アジア諸国との間に定期的に情報交換を行い、アジアのアクセス・トゥ・ジャスティスの推進力を背景に、法律扶助制度及び司法アクセス保障に関する諸制度の改善に努めていくことが重要である\*2。

なお、本会議には、参加の呼びかけはあったものの、中国とインドの参加がなかった。

今後、東アジア諸国発展の鍵となる中国とインドの参加を得ることができれば、さらに密度の高い情報交換が可能になると考えられる。

### 2 東アジアのネットワーク形成の必要性

いずれの国も、貧困や社会的排除などを原因とする司法アクセス障害の問題に苦しんでいる。そして、各国の問題、問題の背景、これに対する取り組み方等にも、相当部分の重なり合いが認められる。これらの問題はますますグローバル化しており、かつ複雑化しており、国境を越えた取組が求められている。

そのためには、東アジア諸国のネットワーク形成を一層推進していくことが重要である。

---

\*1 International Legal Aid Group Conference, Francis Regan, The remarkable rise of publicly funded and organized legal aid in Asia: A new but different "wave of access to justice" (<http://www.ua.ac.be/main.aspx?c=.ILAG2007&n=39311>)

\*2 この点を示唆させるものとして、財団法人法律扶助協会編・宮澤節生監修「アジアの法律扶助 - 公益的弁護士活動と臨床的法学教育と共に」(現代人文社 2001 年)